

第7回委員会 住宅局提出資料

○建築設計事務所による構造計算書の偽装とその対応について	… 1
○衆議院議員長妻昭君提出耐震偽装に関する質問に対する答弁書について(2月6日)	… 12
○衆議院議員滝実君提出耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する質問に対する答弁書について(2月10日)	… 30
○衆議院議員江田憲司君提出耐震強度偽装事件に関する質問に対する答弁書について(2月24日)	… 38
○衆議院議員滝実君提出耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する質問に対する答弁書について(2月24日)	… 48
○衆議院議員馬淵澄夫君提出耐震偽装問題に関連した産業再生機構の業務に関する質問に対する答弁書(2月24日)	… 54
○長妻議員からの依頼:伊藤公介議員との懇談会	… 57
○建築基準法における国土交通省と地方公共団体等の関係	… 58

建築設計事務所による構造計算書の偽装とその対応について

平成18年2月27日
国土交通省

1. 経 緯

- ①イーホームズ㈱から、建築確認時に添付された構造計算書の偽装の可能性について報告を受け、10月28日から国土交通省で調査を進めてきたところ、11月16日までに、偽装が事実であること、耐震性に大きな問題があるおそれがあることが判明。構造計算書を偽装したのは、構造設計を下請けした姉齒建築設計事務所（千葉県市川市）。元請けの建築設計事務所や建築確認を行った6指定確認検査機関、29特定行政庁（建築主事を置く地方公共団体）においても、偽装であることが見過ごされた。
- ②姉齒元建築士の関与物件や多数の偽装物件に関係していた業者の関与物件について、偽装の有無や偽装物件の耐震性に関する調査を特定行政庁に依頼。（2月26日17時までの報告状況は下表及び別紙1～4のとおり。）
- ③都道府県を通じて特定行政庁に対し調査中物件の調査を促進すること等について通知（2月1日）。
- ④福岡市から、木村建設関与物件調査において、サムシング㈱一級建築士事務所（H14年に廃業）が構造計算を行った賃貸共同住宅3件について偽装があった（緊急に安全性が問題となる状況ではない。）旨の報告（2月8日早朝）
- ⑤横浜市から、木村建設関与物件調査において、田中テル也構造計画研究所が構造計算を行った分譲共同住宅1件について、構造計算の誤りと考えられる理由により、建築基準法が求める耐震基準を満たしておらず住民説明会を実施した旨の報告。（2月18日）

調査対象	調査対象数	調査済					調査中
		計	誤りが判明した報告物件数※1	うち、偽装が判明	うち、偽装なしの報告物件数	うち、計画中止・該当なし等	
姉齒元建築士の関与物件	205件	200件	97件	97件	88件	15件	5件
姉齒元建築士が関与していない物件※2	586件	383件	4件	3件	372件	7件	203件
合 計	791件	583件	101件	100件	460件	22件	208件

※1 構造計算書に偽装があった物件及び構造計算の誤りと考えられる理由により、建築基準法が求める耐震基準を満たしていない物件。（姉齒元建築士の関与97件、サムシングの関与3件、田中テル也構造計画研究所の関与1件）

※2 木村建設、ヒューザー、平成設計、総合経営研究所の関与物件
（注）2月20日に対象物件を精査し、構造計算が不要な28物件を調査対象から除外した。

2. 当面の対応

(1) 居住者等の安全の確保

居住者等の安全確保と居住の安定を図るため、国土交通省と関係地方公共団体からなる「構造計算書偽装問題対策連絡協議会」を設置し、平成17年11月18日から平成18年2月15日までに13回開催。耐震性に問題のあるマンション等について、以下について協議等を行なっている。

- ①安全性の確認（構造再計算、報告聴取）
- ②入居者等への連絡、説明会の開催。
- ③居住者の受入れ住宅のあっせん（公営住宅、都市再生機構住宅等の提供）
- ④退去を促す基準・手順（12月16日に早急に使用禁止命令等行うよう依頼通知）

※18物件中、15物件で自主退去勧告等通知。分譲マンション6物件・賃貸マンション6物件で全戸退去済み。（別紙5）

- ⑤売主(建築主)への指導(国交省ヒアリング(11月25日)、指導文書(12月7日))。
- ⑥協議会のもとにWGを設け分譲マンション居住者等に対し支援(12月16日に移転費及び仮住居家賃の助成の考え方について記者発表)

【協議会参加の地方公共団体】

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、川口市、市川市、船橋市、中央区、港区、新宿区、墨田区、江東区、世田谷区、渋谷区、北区、荒川区、足立区、稲城市、横浜市、川崎市、藤沢市、相模原市

(2) 処分、告発

- 姉歯建築士の聴聞を11月24日に実施、12月7日に資格取消処分。また、12月5日に千葉県が姉歯建築士事務所の登録取消処分。
- 姉歯建築士について建築基準法違反として12月5日に告発。
- 元請け建築士8名について、1月24日に資格取消処分。また、2月9日に東京都が元請け建築士事務所の登録取消処分。
- 他の元請け建築士等についても順次処分手続きを実施。
- 東京都において、ヒューザー等に対して2月17日に聴聞を実施、2月23日に宅地建物取引業の免許の取消処分を実施。

(3) 建築確認検査制度の運用の総点検と再発防止策

- 指定確認検査機関に対する立入検査を実施。イーホームズ㈱について11月24日、25日に実施。また、全ての指定確認検査機関※1について立入検査を実施し(12月8日～12月20日)結果を公表(12月28日)。

※1 2005年12月1日現在で指定されていた国指定の50機関については、100人規模の体制による緊急建築確認事務点検本部が実施し、都道府県指定の73機関については、各都道府県が実施。

- 特定行政庁※2自らが実施した確認検査業務に係る審査方法、審査体制に関する業務点検結果についてヒアリングを行い、とりまとめの上公表(偽装物件看過特定行政庁については1月30日、それ以外の特定行政庁については2月8日)

※2 全特定行政庁417のうち、構造計算を要する建築物に係る確認審査業務を実施しない146特定行政庁を除く271行政庁。

- 制度の見直しについて、国土交通大臣の諮問により社会資本整備審議会建築分科会に基本制度部会を設置(12月19日から2月22日まで全5回開催し、とりまとめた中間報告を建築分科会において了承し、国土交通省に手交(2月24日))。また、行政対応上の問題の検証等について、国土交通大臣の私的諮問機関として「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」を開催(12月16日～、年度内に7回開催し結論)。

(4) 一般相談窓口の開設等

- マンション住民の不安に應えるため、特定行政庁及び各地の専門家団体による相談窓口を設置し公表。
- 耐震診断等を希望する住民への適切な対応を行うため、住宅・建築物耐震改修等事業(国庫補助制度)を活用するよう地方公共団体に要請(12月5日)

(5) 関係省庁連絡会合等の開催

- 構造計算書偽装問題に関する関係閣僚による会合(12月6日)において「構造計算書偽装問題への当面の対応」を決定

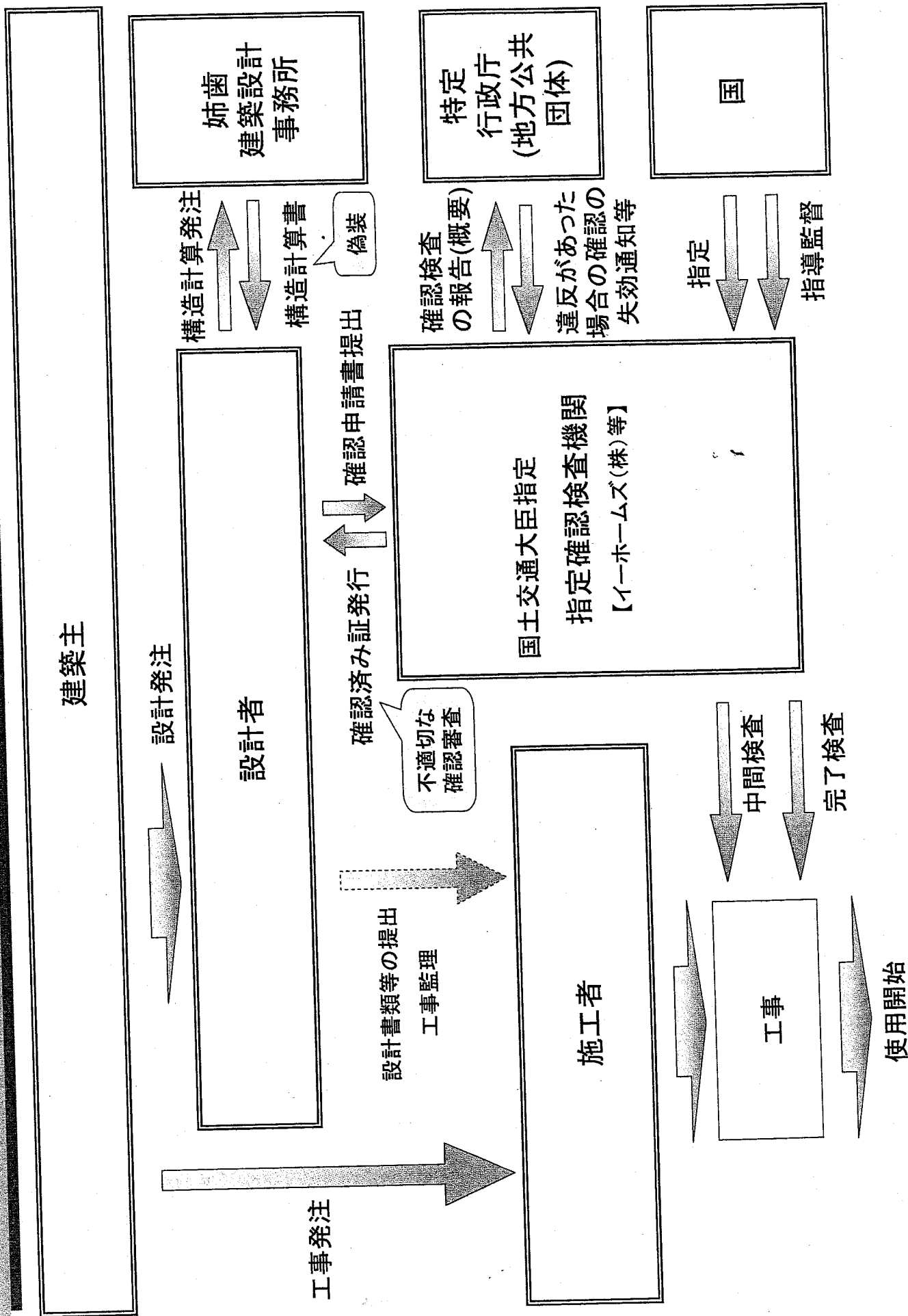
【構成員】官房官房長官、金融担当大臣、少子化・男女共同参画担当大臣、国家公安委員会委員長、総務大臣、法務大臣、財務大臣、国土交通大臣

- その他、構造計算書偽装問題に関する関係閣僚打ち合わせ※(11月29日)、内閣官房における局長級の関係省庁連絡会合※※(11月25日以降6回開催)及び課長級の幹事会(11月28日以降6回開催)において「構造計算書偽装問題への当面の対応」の改訂、情報共有・協議等

【※構成員】内閣官房長官、国土交通大臣、総務大臣、法務大臣

【※※構成員】内閣官房副長官補、内閣官房内閣審議官、内閣府国民生活局長、警察庁生活安全局長、金融庁総務企画局総括審議官、総務省大臣官房総括審議官、法務省民事局長、法務省刑事局長、財務省大臣官房総括審議官、国土交通省住宅局長

建築基準法の手続きと主な関係者



12月26日17時までに地方公共団体から報告のあったもの>

-4-

【竣工済み】

特定行政 市町村	建築類型 行った範囲	建築物件名*	所在地	建築主	設計者	施工者	建築確認 日(当初)	構造・階数	延床面積	用途	住宅戸数	現況	耐震性の 検査状況
36 杉並区	イーホームズ	プレゾンイン池袋	東京都杉並区 南池袋2丁目	京王電機株 社	平成設計	木村建設	2003/6/19	SRC14/1	5,477㎡	共同住宅 ホテル	*	竣工済	1.0以上
37 豊島区	イーホームズ	日本ERI池袋	東京都豊島区 甲種5丁目14-6	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2001/6/8	RC11	3,371㎡	共同住宅	32戸(分譲)	竣工済	0.78
38 北区	イーホームズ	日本ERI池袋	東京都北区 神谷2丁目34-5, 6	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	1999/5/27	RC9	1,788㎡	共同住宅	18戸(分譲)	竣工済	0.32★
39 北区	イーホームズ	日本ERI池袋	東京都北区 神谷2丁目34番	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2001/2/21	RC9	*	共同住宅	30戸(分譲)	竣工済	0.66
40 荒川区	イーホームズ	日本ERI池袋	東京都荒川区 荒川5丁目34番	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2003/5/20	RC5	1,171㎡	共同住宅	23戸(分譲)	竣工済	1.0以上
41 練馬区	イーホームズ	日本ERI池袋	東京都練馬区 栄町9	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	*	*	*	共同住宅	*	竣工済	1.0以上
42 足立区	イーホームズ	日本ERI池袋	東京都足立区 旭が丘2丁目8-18	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2002/8/6	RC9	6,523㎡	共同住宅	49戸(分譲)	竣工済	0.60
43 日野市	イーホームズ	日本ERI池袋	東京都日野市 川崎区中瀬3丁目21番	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2003/6/25	RC9	3,024㎡	共同住宅	23戸(分譲)	竣工済	0.30★※4
44 川崎市	イーホームズ	日本ERI池袋	神奈川県川崎市 高津区久本3丁目10-17, 28	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2003/3/13	RC7	2,945㎡	共同住宅	24戸(分譲)	竣工済	0.39★
45 川崎市	イーホームズ	日本ERI池袋	神奈川県川崎市 川崎区江川1-8-8他	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	1999/2/4	RC7	4,897㎡	共同住宅	42戸(分譲)	竣工済	0.57
46 川崎市	イーホームズ	日本ERI池袋	神奈川県川崎市 川崎区江川1-8-8他	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	*	*	*	共同住宅	*	竣工済	
47 川崎市	イーホームズ	日本ERI池袋	神奈川県川崎市 川崎区江川1-8-8他	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	*	*	*	共同住宅	*	竣工済	
48 川崎市	イーホームズ	日本ERI池袋	神奈川県川崎市 川崎区江川1-8-8他	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	*	*	*	共同住宅	*	竣工済	1.0以上
49 川崎市	イーホームズ	日本ERI池袋	神奈川県川崎市 川崎区江川1-8-8他	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	*	*	*	共同住宅	*	竣工済	0.41★
50 横浜	イーホームズ	日本ERI池袋	神奈川県横浜市 鶴見区小野町	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2004/1/10	RC10	3,142㎡	共同住宅	19戸(分譲)	竣工済	0.63
51 横浜	イーホームズ	日本ERI池袋	神奈川県横浜市 鶴見区小野町	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	1999/11/24	RC10	4,904㎡	共同住宅	47戸(分譲)	竣工済	0.62
52 横浜	イーホームズ	日本ERI池袋	神奈川県横浜市 鶴見区小野町	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	1999/7/29	RC11	3,970㎡	共同住宅	37戸(分譲)	竣工済	0.61
53 横浜	イーホームズ	日本ERI池袋	神奈川県横浜市 鶴見区小野町	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2003/8/20	RC8	3,190㎡	共同住宅	39戸(分譲)	竣工済	1.0以上
54 横浜	イーホームズ	日本ERI池袋	神奈川県横浜市 鶴見区小野町	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	*	*	*	共同住宅	*	竣工済	1.0以上
55 横浜	イーホームズ	日本ERI池袋	神奈川県横浜市 鶴見区小野町	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	*	*	*	共同住宅	*	竣工済	0.61
56 平塚市	イーホームズ	日本ERI池袋	神奈川県平塚市 石巻町2番12, 13, 31	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2001/8/30	RC11	3,006㎡	共同住宅	30戸(分譲)	竣工済	0.15★
57 藤沢市	イーホームズ	日本ERI池袋	神奈川県藤沢市 藤沢446番地	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2004/6/24	RC10/1	3,807㎡	共同住宅	30戸(分譲)	竣工済	0.54
58 長野県	イーホームズ	日本ERI池袋	長野県伊豆市 伊豆郡4819-31他	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	1999/10/6	RC8	2,066㎡	共同住宅	—	竣工済	0.52
59 長野県	イーホームズ	日本ERI池袋	長野県伊豆市 伊豆郡4819-31他	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2001/5/18	RC11	3,044㎡	共同住宅	—	竣工済	0.31★
60 松本市	イーホームズ	日本ERI池袋	長野県松本市 赤穂1522-3	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2000/9/5	RC11	3,032㎡	共同住宅	—	竣工済	0.23★
61 岐阜県	イーホームズ	日本ERI池袋	岐阜県岐阜市 花里町6-38	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2002/4/5	RC11	2,287㎡	共同住宅	—	竣工済	6割程度
62 静岡県	イーホームズ	日本ERI池袋	静岡県静岡市 駿河区10番2 他1番	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2003/12/19	RC11	2,254㎡	共同住宅	—	竣工済	5割程度
63 静岡県	イーホームズ	日本ERI池袋	静岡県静岡市 駿河区15番5, 6, 7, 8, 27	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2003/11/8	SRC12	4,464㎡	共同住宅	—	竣工済	0.26★
64 静岡県	イーホームズ	日本ERI池袋	静岡県静岡市 駿河区15番5, 6, 7, 8, 27	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2002/9/7	RC11	3,105㎡	共同住宅	—	竣工済	0.46★
65 愛知県	イーホームズ	日本ERI池袋	愛知県刈谷市 刈谷東1丁目25-11ほか	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2000/12/14	RC11	2,200㎡	共同住宅	—	竣工済	0.80
66 愛知県	イーホームズ	日本ERI池袋	愛知県刈谷市 刈谷東1丁目25-11ほか	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2003/3/25	RC11	2,382㎡	共同住宅	—	竣工済	0.64
67 愛知県	イーホームズ	日本ERI池袋	愛知県刈谷市 刈谷東1丁目25-11ほか	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2000/12/21	RC10	1,801㎡	共同住宅	—	竣工済	0.59
68 愛知県	イーホームズ	日本ERI池袋	愛知県刈谷市 刈谷東1丁目25-11ほか	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2002/3/26	RC10	1,051㎡	共同住宅	—	竣工済	0.52
69 岡崎市	イーホームズ	日本ERI池袋	愛知県岡崎市 豊田町1丁目22, 22-1	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2002/3/26	RC10	1,051㎡	共同住宅	—	竣工済	0.82
70 岡崎市	イーホームズ	日本ERI池袋	愛知県岡崎市 豊田町1丁目22, 22-1	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2004/11/4	RC7	1,184㎡	共同住宅	—	竣工済	1.0以上
71 豊田市	イーホームズ	日本ERI池袋	愛知県豊田市 永楽町1丁目202-5	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2002/9/12	RC9	2,581㎡	共同住宅	—	竣工済	0.80
72 桑名市	イーホームズ	日本ERI池袋	三重県桑名市 三重交通株式会社	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2000/10/3	RC8	1,765㎡	共同住宅	—	竣工済	0.36★※7
73 京都府	イーホームズ	日本ERI池袋	京都府京都市 京都市下京区	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	朝日ニュー ザー	2001/9/10	RC8	1,918㎡	共同住宅	—	竣工済	0.37★※7

【竣工済み】

特定行政庁	建築確認を行った機関	建築時物件名※1	所在地	建築主	設計者	施工者	建築確認日(当初)	構造・階数	延床面積	用途	住宅戸数	現況	耐震性の検証※2
大阪市	大阪府	グランドタワー大阪ウエスト	淀川区西森4丁目14番8号	株式会社グランドタワー大阪ウエスト	平成設計事務所	大阪大林組	2000/8/15	RC11	8,984㎡	ホテル	—	竣工済	0.73
姫路市	兵庫県	グランドタワー姫路	南粟田町3番3号	株式会社グランドタワー	平成設計事務所	大鉄工業	2002/2/14	RC11	3,949㎡	ホテル	—	竣工済	0.58
三田市	(株)日本建築総合研究所	グランドタワー三田	中町22-4	(個人)	平成設計事務所	豊田建設	2001/2/23	RC11	2,338㎡	ホテル	—	竣工済	0.49★
奈良市	奈良県	グランドタワー奈良	三条町7番5-1他	株式会社グランドタワー	平成設計事務所	木村建設	2005/3/26	RC12	3,984㎡	ホテル	—	竣工済	0.44★
奈良市	日本ERI(株)	グランドタワー奈良SGホテル	簡井町4丁目75-76	(個人)	豊田建設	木村建設	2003/11/11	RC8	2,217㎡	ホテル	—	竣工済	0.47★
和歌山市	和歌山県	グランドタワー和歌山	和歌山県和歌山市	株式会社グランドタワー	平成設計事務所	木村建設	2000/5/1	RC7	2,257㎡	ホテル	—	竣工済	0.82
和歌山市	和歌山県	グランドタワー和歌山	和歌山県和歌山市	株式会社グランドタワー	平成設計事務所	木村建設	2004/10/14	RC11	2,870㎡	ホテル	—	竣工済	0.87
北九州市	日本ERI(株)	グランドタワー北九州	八幡西区黒崎3丁目24-13他	株式会社グランドタワー	平成設計事務所	木村建設	1989/10/8	SRC12	2,322㎡	共同住宅	91戸(賃貸)	竣工済	0.58
福岡市	(株)ダイコーエスエスアイ	グランドタワー福岡	博多区千代2丁目5-17	株式会社グランドタワー	平成設計事務所	木村建設	2001/12/8	RC10	2,317㎡	ホテル	—	竣工済	1.0以上
佐賀県	佐賀県	グランドタワー佐賀	京町781-1	株式会社グランドタワー	平成設計事務所	木村建設	1989/11/15	RC11	2,381㎡	ホテル	—	竣工済	0.52

【工事中・未着工】

特定行政庁	建築確認を行った機関	建築時物件名※1	所在地	建築主	設計者	施工者	建築確認日(当初)	構造・階数	延床面積	用途	住宅戸数	現況	耐震性の検証※2
千葉市	千葉県	グランドタワー千葉	千葉市白井市	株式会社グランドタワー	木村建設	木村建設	2005/1/24	RC10	11,797㎡	共同住宅	93戸(分譲)	工事停止中	0.73
船橋市	千葉県	グランドタワー船橋	船橋市中央1丁目12	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2004/8/27	RC10	1,381㎡	共同住宅	99戸(賃貸)	工事停止中	0.97※4
船橋市	千葉県	グランドタワー船橋	船橋市中央1丁目14番	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2004/12/27	RC11	4,489㎡	共同住宅	38戸(分譲)	工事停止中	0.98※4
船橋市	千葉県	グランドタワー船橋	船橋市中央1丁目21	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2005/1/25	RC11	3,055㎡	共同住宅	28戸(分譲)	工事停止中	0.98※4
足立区	東京都	グランドタワー足立	足立区中央1丁目3番	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2004/11/10	RC12	1,720㎡	共同住宅	53戸	未着工	—
足立区	東京都	グランドタワー足立	足立区中央1丁目3番	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2005/7/19	RC12	3,027㎡	共同住宅	34戸(分譲)	確認取下げ	—
船橋市	千葉県	グランドタワー船橋	船橋市中央1丁目12	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2005/10/6	RC11	7,738㎡	共同住宅	60戸(分譲)	確認取下げ	—
船橋市	千葉県	グランドタワー船橋	船橋市中央1丁目14番	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2005/8/16	RC7	3,817㎡	共同住宅	50戸(分譲)	工事停止中	—
船橋市	千葉県	グランドタワー船橋	船橋市中央1丁目14番	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2005/8/16	RC11	3,886㎡	共同住宅	—	工事停止中	—
船橋市	千葉県	グランドタワー船橋	船橋市中央1丁目14番	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2005/7/25	RC8	7,727㎡	共同住宅	54戸	確認取下げ	—
船橋市	千葉県	グランドタワー船橋	船橋市中央1丁目14番	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2005/8/25	RC8	3,889㎡	共同住宅	—	工事停止中	—
船橋市	千葉県	グランドタワー船橋	船橋市中央1丁目14番	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2005/8/25	RC11	2,378㎡	共同住宅	—	工事停止中	—
船橋市	千葉県	グランドタワー船橋	船橋市中央1丁目14番	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2005/7/6	RC12	3,824㎡	共同住宅	—	工事停止中	0.85

2. 耐震補強工事以外の建築士の関与による構造計算書の偽装が報告された物件：物件概要

特定行政庁	建築確認を行った機関	建築時物件名※1	所在地	建築主	設計者	施工者	建築確認日(当初)	構造・階数	延床面積	用途	住宅戸数	現況	耐震性の検証※2
福岡市	福岡県	グランドタワー福岡	福岡市	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2000年	*	*	共同住宅	(賃貸)	竣工済	(1.0以上)※6
福岡市	福岡県	グランドタワー福岡	福岡市	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2000年	*	*	共同住宅	(賃貸)	竣工済	(0.85)※8
福岡市	福岡県	グランドタワー福岡	福岡市	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2000年	*	*	共同住宅	(賃貸)	竣工済	(0.8)※8

3. 偽装はないが構造計算の誤りと考えられる原因により、建築基準法の求める耐震基準を満たしていない物件：物件概要

特定行政庁	建築確認を行った機関	建築時物件名※1	所在地	建築主	設計者	施工者	建築確認日(当初)	構造・階数	延床面積	用途	住宅戸数	現況	耐震性の検証※2
特定行政庁	福岡県	グランドタワー福岡	福岡市	株式会社グランドタワー	船橋中央ビル	船橋中央ビル	2000年	*	*	共同住宅	(賃貸)	竣工済	0.64

※1 (1)内の名称は、現在の物件名
 ※2 「耐震性の検証」については、特別記載がない限り、Q_u/Q_{un}の数値は、指定耐震係率等より入った構造図、構造計算書から推計した再計算(おおよそ0.5未満の場合(★)は震度5強で耐震の恐れがある。)

※3 当該物件は、木造3Fであり、Q_u/Q_{un}の計算は求められていない。特定行政庁等が現地調査を行い、耐震性に問題がないことを確認した。

※4 平成17年11月21日に国土交通省が公表した計算値

※5 当該物件は、特定行政庁が指定耐震係率等より入った構造図、構造計算書から推計した再計算(おおよそ0.5未満の場合(★)は震度5強で耐震の恐れがある。)

※6 当該物件は、建築確認図が偽造されていたため、耐震診断により耐震性に問題がないことを確認した。

※7 当該物件は、特定行政庁である京都市の発表において、耐震性を満たしていないとされている。

※8 調査中である。

* 表中、空欄は、現時点で特定行政庁から報告が上っていない事項等

(別紙2)

姉齒建築設計事務所が関わった都府県別の内訳表＜偽装の有無＞

2月26日17時までに地方公共団体から報告のあったもの

所在地 都道府県	件数	偽装の有無※1			
		有り	無し	不明等※2	調査中
茨城県	2		2		
群馬県	3	3			
埼玉県	2	1	1		
千葉県	52	13	34	3	2
東京都	81	33	41	5	2
神奈川県	24	17	6	1	
新潟県	2		2		
長野県	4	3		1	
岐阜県	1	1			
静岡県	6	4	1		1
愛知県	8	7	1		
三重県	1	1			
京都府	2	2			
大阪府	1	1			
兵庫県	2	2			
奈良県	2	2			
和歌山県	1	1			
福岡県	3	3			
佐賀県	3	2		1	
鹿児島県	1	1			
不明	4			4	
計	205	97	88	15	5

※1 偽装の有無を、建築確認図書ではなく竣工図等により判断した物件を含む。

※2 不明等には、確認申請が確認されていないもの等を含む。

(注) 2月20日に対象物件を精査し、構造計算が不要な6物件を調査対象から除外した。

姉齒建築設計事務所が関わった物件の建築確認日(当初)について

2月26日17時までに地方公共団体から報告のあったもの

建築確認日	件数	偽装の有無※1			
		有り	無し	不明等※2	調査中
1990(H2)	2		1		1
1994(H6)	1				1
1995(H7)	2				2
1996(H8)	1		1		
1997(H 9)	11		11		
1998(H10)	10	2	8		
1999(H11)	24	9	15		
2000(H12)	22	7	13	2	
2001(H13)	27	14	12	1	
2002(H14)	24	15	8		1
2003(H15)	31	23	8		
2004(H16)	24	16	8		
2005(H17)	12	11	1		
不明等	14		2	12	
総計	205	97	88	15	5

※1 偽装の有無を、建築確認図書ではなく竣工図等により判断した物件を含む。

※2 不明等には、確認申請が確認されていないもの等を含む。

(注意) 2月20日に対象物件を精査し、構造計算が不要な6物件を調査対象から除外した。

特定行政庁に調査を依頼した物件

2月26日17時までに地方公共団体から報告のあったもの

関係者	調査対象数		報告結果					備考 (記注説明)
	総数	重複を除いた 物件数	誤りあり		偽装なし	計画中止 該当なし等	調査中	
			うち偽装あり	うち偽装なし※				
姉齒元建築士	205件	205件	97件	0	88件	15件	5件	
姉齒元建築士が 関与していないもの								
木村建設(株)	443件	586件	4件	1件※ ³	372件	7件	203件	
(株)ヒューザー	94件	384件 ^{注1}	4	1※ ³	256	6	118	注1: 姉齒関与物件 除く
平成設計(株)	94件	63件 ^{注2}	0	0	34	0	29	注2: 姉齒、木村関 与物件除く
総合経営研究所	180件	24件 ^{注2}	0	0	18	1	5	注3: 姉齒、木村、 平成関与物件を除 く
調査対象物件 合計		791件	101件	1件	460件	22件	208件	

※1 構造計算の誤りと考えられる理由により、建築基準法が求める耐震基準を満たしていない物件。

※2 サムシング(株)一級建築士事務所の関与物件

※3 田中テル也構造計画研究所の関与物件

(注) 2月20日に対象物件を精査し、構造計算が不要な28物件を調査対象から除外した。

(別紙5-1)

危険性が確認された構造計算書偽装物件(マンション)に係る居住者の退去状況等^(注1)
(平成18年2月24日17時現在)

	総入居戸数 ^(注2) (当初)	うち退去済	うち入居中		
			2月28日まで の退去予定	3月1日以降退 去予定又は退 去日未定	その他
分譲 (11棟)	309戸	258戸	8戸	21戸	22戸
賃貸 (7棟)	197戸	189戸	1戸	0戸	7戸
計	506戸	447戸	9戸	21戸	29戸

(注1)「危険性が確認された構造計算書偽装物件(マンション)」とは、 Q_u/Q_{un} (保有水平耐力/必要保有水平耐力)値が0.5未満であり、震度5強程度の地震で倒壊するおそれがあるものをさす。

(注2)空室を含めると、総戸数は分譲332戸、賃貸213戸の合計545戸

構造計算書偽装物件(マンション)に係る居住者の退去状況等

(平成18年2月24日現在)

【分譲】

特定行政庁	確認時物件	所在地	建築主	戸数	当初の 入居戸数	現時点の 入居戸数	自主退去の 勧告	使用禁止 命令
1 東京都	グランドステージ稲城	東京都稲城市	㈱ヒューザー	24戸	24戸	0戸	12/3	12/16
2 中央区	グランドステージ八丁堀	東京都中央区	㈱ヒューザー	36戸	33戸	0戸	12/5	1/24
3 墨田区	グランドステージ東向島	東京都墨田区	㈱ヒューザー	36戸	36戸	0戸	12/1	1/10
4 江東区	グランドステージ住吉	東京都江東区	㈱ヒューザー	67戸	67戸	0戸	12/1	12/22
5 川崎市	グランドステージ川崎大師	神奈川県川崎市	㈱ヒューザー	23戸	23戸	3戸	—	11/28
6 横浜市	グランドステージ弁天橋	神奈川県横浜市中区	㈱ヒューザー	19戸	17戸	10戸	—	12/2
7 藤沢市	グランドステージ藤沢	神奈川県藤沢市	㈱ヒューザー	30戸	15戸	0戸	11/29	12/15
8 世田谷区	グランドステージ北烏山	東京都世田谷区	㈱ヒューザー	31戸	31戸	4戸	12/19	1/10
9 川崎市	グランドステージ溝の口	神奈川県川崎市	㈱ヒューザー	24戸	24戸	14戸	—	12/20
10 北区	グランドステージ赤羽	東京都北区	㈱ハウジングセンター (現㈱ヒューザー)	18戸	18戸	0戸	12/21	1/27
11 大田区	グランドステージ池上	東京都大田区	㈱ハウジングセンター (現㈱ヒューザー)	24戸	21戸	20戸	2/11	
分譲11棟 計				332戸	309戸	51戸		

11/22以降
判明分

【賃貸】

特定行政庁	確認時物件	所在地	建築主	戸数	当初の 入居戸数	現時点の 入居戸数	自主退去の 勧告	使用禁止 命令
1 船橋市	湊町中央ビル	千葉県船橋市	㈱サン中央ホーム	59戸	56戸	0戸	11/29,12/8	12/28
2 船橋市	船橋市本町3丁目ビル	千葉県船橋市	㈱サン中央ホーム	59戸	58戸	0戸	11/29,12/8	12/28
3 港区	芝浦2丁目マンション	東京都港区	㈱シノケン	18戸	18戸	0戸	—	—
4 港区	芝大門2丁目マンション	東京都港区	㈱シノケン	8戸	8戸	0戸	—	—
5 新宿区	西早稲田3丁目マンション	東京都新宿区	㈱シノケン	47戸	38戸	0戸	11/24,再勧告(12/5)	—
6 港区	東麻布1丁目マンション	東京都港区	㈱シノケン	9戸	7戸	0戸	—	—
7 大田区	(仮称)石川台ハイツ	東京都大田区	三基ビルマネジメント㈱	13戸	12戸	8戸	1/20	
賃貸7棟 計				213戸	197戸	8戸		

11/22以降
判明分

衆議院議員長妻昭君提出耐震偽装に関する質問に対する
答弁書について

平成18年2月6日
国 土 交 通 省

1. 概要

本件は、

1. 平成17年10月7日の国土交通省への匿名電話、11月15日の国土交通省への伊藤公介代議士らの訪問等
 2. 姉齒秀次氏の聴聞における同氏の説明内容
 3. イーホームズとのメールのやり取りや聴聞記録等に係る公表等
 4. 指定確認検査機関への国家公務員の天下りの実態
 5. 耐震偽装問題における政府の責任の是非
- 等に関する質問に対し、別添の答弁書を提出するものである。

2. 閣議日

平成18年2月6日（月）

【問い合わせ先】

国土交通省（代表 03-5253-8111）

住宅局建築指導課

渡辺、田中（内線39-517、39-519）

（直通03-5253-8513）

衆議院議員長妻昭君提出耐震偽装に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

平成十七年十月七日にイーホームズ株式会社（以下「イーホームズ」という。）の関係者を名のる男性から国土交通省にあつた匿名の電話の内容は、イーホームズにおいて建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定により備え付けることとされている帳簿が適切に整備されていないこと並びにイーホームズ新宿支店及び池袋支店において天空率（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十五条の五に規定するものをいう。以下同じ。）の審査が適切に行われていないことを指摘するものであった。

一の3について

平成十八年一月二十三日の記者会見において、国土交通事務次官は、平成十七年十月二十四日に国土交通省がイーホームズに立入検査をした際にイーホームズは「天空率をチェックしていた」との発言をしている。当該立入検査において、国土交通省の担当職員がイーホームズ新宿支店所属の確認検査員に天空率のチェック方法等について聞き取り調査を行い、イーホームズが建築基準法の確認を行うに当たり建築基

準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項表一に規定する必要な図面があるかどうかを確認していること、測定点ごとの計画建築物の天空率の値と適合建築物の天空率の値の差が〇・〇二パーセント以上であるかどうかを確認していること、逐一計算ソフトや手計算によるチェックは行っていないこと並びに同省において無作為に抽出したイーホームズ新宿支店における建築確認日を平成十七年二月二十八日及び三月十五日とする二物件について、天空率の計算に係る書類の写しの提供を求めて、天空率の計算が正しいことを確認していることから、御指摘の国土交通事務次官の発言は、誤りではない。匿名の電話があつた日から立入検査を行った日まで二週間以上の期間を要したのは、適確に立入検査を行うための準備を行っていたためである。

一の4について

平成十七年十月二十四日に国土交通省がイーホームズに対して行った立入検査は、イーホームズにおいて建築基準法の規定により備え付けることとされている帳簿が適切に整備されているかという点並びにイーホームズ新宿支店及び池袋支店で天空率の審査が適切に行われているかという点について検査する目的で行ったものである。

二の1について

国土交通省住宅局建築指導課長の記憶によれば、御指摘の電話は、平成十七年十一月十五日十五時ごろ、伊藤代議士から同課長に対してであったとのことである。

二の2について

平成十七年十一月十五日に伊藤代議士が株式会社ヒューザー（以下「ヒューザー」という。）社長らとともに国土交通省を訪問した際、応対した同省職員は、小川富由同省住宅局建築指導課長であり、これに高見真二同課安全技術調査官も同席した。なお、伊藤代議士は、同課長との面談後、山本繁太郎同省住宅局長と面談し、これに同課長及び同調査官も同席した。

二の3について

国土交通省住宅局建築指導課職員がイーホームズから構造計算書の偽装の疑いについて電子メールで連絡を最初に受けてから、同課長が構造計算書の偽装について把握するまでの間の経緯は以下のとおりである。

平成十七年十月二十六日十時五十分、イーホームズ社長から同課職員あてに送信された「当社に申請

され確認処分を下ろした物件（共同住宅）について、構造計算における認定プログラムの計算書が設計者により意図的に改ざん（偽造）された事実が発覚しました。事態が重要ですので特定行政庁に通知する前にご報告に伺いたくお願い致します。」との電子メールが最初の連絡であり、当該電子メールに対しては、同課職員から通常の違反案件では指定確認検査機関（建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）から特定行政庁（同法第二条第三十二号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）に通知が行われることを念頭に「本件は申請者と貴社との問題」と回答した。同月二十七日に、イーホームズ社長から「本件問題は、当機関が指定を受けている確認検査機関業務の範囲にとどまらない、プログラムの認定やデベロッパー設計事務所の許認可免許等の問題に関わるもの」との電子メール及び電話を受け、同月二十八日にイーホームズと面談を行うこととした。同日、イーホームズ社長と同課職員が面談し、相談に係る物件が工事中又は未竣工の四物件であることを確認した。翌二十九日にはイーホームズ社長より同課職員あてに、イーホームズが建築基準法に基づく確認を行った物件のうち竣工済みの七物件を含む十一物件で偽装が認められるとの電子メールが届いた。同月三十一日に同課職員からイーホームズ社長に対して、構造計算書の偽装に関する特定行政庁への通知と偽装された構造計算書

の国土交通省への提出を電子メール及び電話で指示するとともに、偽装された構造計算書について翌日の十一月一日までに提出されたい旨を電話で伝えた。同月四日、北千住の未着工の一物件のみに係る偽装された構造計算書一式がイーホームズから国土交通省に提出され、構造計算書の偽装内容及び箇所を確認を構造計算プログラムの認定に係る性能評価を行っている財団法人日本建築センターに依頼した。同月七日、財団法人日本建築センターから、北千住の未着工の一物件について構造計算書の偽装内容及び箇所にについての報告があり、構造担当の同課係長がその偽装内容が大幅であることを確認した。同月八日、同課内で打合せを行い、大幅な偽装が竣工済みの物件に及んでいるおそれがあることから、緊急の対策に着手した。この時点で同課長が構造計算書の偽装について把握した。

なお、その後、同月九日に関係特定行政庁との打合せを行い、同月十日、イーホームズに対し二十物件、株式会社東日本住宅評価センター（以下「東日本住宅評価センター」という。）に対し一物件、合計二十一物件について、構造計算書、構造詳細図等の提出を求めた。同月十一日にイーホームズ及び東日本住宅評価センターから竣工済みの二物件及び工事中の三物件の合計五物件について、構造計算書、構造詳細図等の提出があり、同日、これら五物件の再計算による耐震性の検証作業に着手し、同月十五日まで精

査した。

二の4について

北側国土交通大臣に対する構造計算書の偽装に関する最初の報告は、国土交通省住宅局長から、二の3について述べたイーホームズ及び東日本住宅評価センターから構造計算書、構造詳細図等が提出された竣工済みの二物件を含む五物件についての耐震性の再計算の精査が終了した平成十七年十一月十五日に行われた。

二の5について

お尋ねの伊藤代議士と国土交通省住宅局建築指導課長の面談は、平成十七年十一月十五日十五時三十分ごろから約二十分間程度行われ、その後、同代議士と国土交通省住宅局長との面談が五分間程度行われた。構造計算書の偽装に関する報告を国土交通大臣に行ったのは同日十七時過ぎごろであり、二の4について述べた耐震性の再計算の精査の結果を得て報告したものである。

二の6について

構造計算書の偽装の公表については、平成十七年十一月十六日に、関係特定行政庁と国土交通省との間

で関係特定行政庁から所有者、居住者への通知を行うと同時に公表する方針を確認した上で決定した。

二の7について

国土交通省住宅局建築指導課長の記憶によれば、平成十七年十一月十五日に伊藤代議士がヒューザー社長とともに国土交通省を訪問した際に、ヒューザー社長から、住民への告知又は公表に当たっては危険性の確認を十分行うなど慎重に対処してもらいたい、国指定の確認検査機関が偽装を見逃しており国にも責任があるので公的資金援助などが欲しい旨の発言、同課長から、住民の安全確保を最優先に考えている、居住の安定確保のために公営住宅等を使った受け入れ等の検討を行っている旨の発言があり、同代議士は専ら会話を聞く側に回っていたとのことである。

二の8について

国土交通省住宅局長の記憶によれば、伊藤代議士が平成十七年十一月十五日に同局建築指導課長と面談した後、同日十五時五十分ごろから同局長と面談した際に、同代議士から、この件については、建築確認検査機関を指定した国にも責任があると思う、居住者の安全確保などが大事だと思うが、国としてどう対応するのかという旨の発言、同局長から、国としては、まずは居住者の安全確保と居住の安定が必要であ

り、公営住宅等を使った受け入れ等の検討を行っている旨の発言があったとのことである。

三について

国土交通省においては、保有する文書等の提供等に当たっては、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）その他の関係法令の規定に基づき、個々の事案ごとに適切に判断することとしている。

御指摘の国土交通省とイーホームズとの電子メールのやり取りについては、平成十七年十一月二十九日の衆議院国土交通委員会に参考人として出席したイーホームズ社長の発言を受け、事実関係を明らかにするため提供等を行ったものである。

また、御指摘のヒューザー等の構造計算書の偽装が確認された建築物の関係者とのやり取りについては、個々の要請について検討を行い、ヒューザーとのファックス等のやり取り、日本ERI株式会社との電子メールのやり取り等について、それぞれの同意を得て、提供等を行ってきたところである。

四について

国土交通省が平成十七年十一月二十四日に姉齒秀次氏の一級建築士の免許の取消しに係る行政手続法

(平成五年法律第八十八号)に基づく聴聞を行った際、姉齒秀次氏は、大口の取引先から指示があったが、全部が誰かの指示によるものではない旨の説明を行った。

五について

国土交通省が話を聞いた構造計算書の偽装が確認された建築物の関係者のうち、法令の規定に基づく報告徴収、立入検査、関係者への質問又は聴聞に係るものの名称及び話を聞いた日時は、次のとおりである。

- 1 ヒューザー 平成十七年十一月二十五日
- 2 株式会社サン中央ホーム 平成十七年十一月二十五日
- 3 株式会社シノケン 平成十七年十一月二十五日
- 4 イーホームズ 平成十七年十月二十四日、十一月二十五日及び十二月二十日
- 5 日本ERI株式会社 平成十七年十二月八日
- 6 東日本住宅評価センター 平成十七年十二月九日
- 7 ビューローベリタスジャパン株式会社 平成十七年十二月十四日及び十二月二十一日

8 財団法人日本建築総合試験所 平成十七年十二月十六日

9 ユーディーアイ確認検査株式会社 平成十七年十二月十六日

10 姉齒秀次一級建築士（当時） 平成十七年十一月二十四日

11 株式会社エスエスエー建築都市設計事務所の一級建築士（当時） 平成十七年十二月二十二日

12 株式会社スペースワン建築研究所の一級建築士（当時） 平成十七年十二月二十二日

13 木村建設株式会社の一級建築士（当時） 平成十七年十二月二十二日

14 株式会社下河辺建築設計事務所の一級建築士（当時） 平成十七年十二月二十二日及び平成十八年一

月十八日

15 株式会社シノケン東京支店の一級建築士（当時） 平成十七年十二月二十七日

16 元株式会社スペースワン建築研究所の一級建築士（当時） 平成十八年一月二十日

17 平成設計株式会社の一級建築士（当時） 平成十八年一月十八日

18 元平成設計株式会社の一級建築士（当時） 平成十八年一月十八日

国土交通省においては、法令の規定に基づく報告徴収、立入検査、関係者への質問又は聴聞により構造

計算書の偽装が確認された建築物の関係者から話を聞いた内容の提供等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の趣旨を踏まえつつ、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律、行政手続法その他の関係法令の規定に基づき、個々の事案ごとに適切に判断することとしており、報告徴収、立入検査又は関係者への質問の結果については事実関係を明らかにするため、聴聞については概要を提供等することについて本人の同意を得て、それぞれ提供等している。

六について

国家公務員を退職した者の再就職の実態については、そのすべてを把握しているわけではないが、平成十八年一月五日時点で国土交通省において把握している同省を退職したものが再就職している国土交通大臣及び同省地方整備局長の指定に係る指定確認検査機関の名称並びに当該指定確認検査機関における役職は、次のとおりである。

- 1 財団法人日本建築センター 理事長、専務理事、総務部長、評定部長、顧問及び嘱託
- 2 財団法人建築設備・昇降機センター 理事長
- 3 財団法人住宅金融普及協会 会長

4 財団法人住宅保証機構 理事長、専務理事、理事及び総務部長

5 財団法人ベタリービング 理事長、専務理事、理事、総務部長及び環境・防耐火試験部長

6 平和総合コンサルタント株式会社 業務推進事業部営業部員

また、国家公務員を退職した者の指定確認検査機関への再就職については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）等の規定にのっとったものであり、問題はないと考えている。

七について

一級建築士による構造計算書の偽装により、多数の住民の安全と居住の安定に重大な支障が生じているほか、国民の間に建築物の耐震性に対する不安が広がっていることは、極めて遺憾であると考えている。

お尋ねの耐震偽装問題に関する政府の責任については、構造計算書の偽装が行われたマンションの居住者及び周辺住民等の安全確保と居住者の居住の安定確保に最優先に取り組むとともに、国民の不安を解消するため、実態を把握し、偽装を見抜けなかった建築基準法等の確認検査制度を点検し、再発防止と建築物の耐震化の促進に、全力を尽くすことにあると考える。

平成十八年一月三十日提出
質問 第二十九号

耐震偽装に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

耐震偽装に関する質問主意書

一 平成十七年十月七日に、国土交通省にイーホームズ職員を名乗る男性から匿名電話があつた。そこでお尋ねする。

1 この電話の内容はどんなものか。

2 イーホームズの新宿支店と池袋支店で、天空率を見ていないところがあるという趣旨の内容はあつたのか。

3 国土交通省の事務次官が本年一月二十三日十四時からの記者会見で、匿名電話によって十月二十四日に国土交通省がイーホームズに立ち入り検査をした際に、イーホームズは天空率をチェックしていたということを発言している。本当か。

国土交通省は十月二十四日に、イーホームズの新宿支店、池袋支店で、天空率はきちんとチェックされていると、どのような手段で確認したのか。十月二十四日に、天空率をチェックするために新宿、池袋両支店でそれぞれ図面など何物件分を国土交通省は再チェックしたのか。国土交通省が天空率をチェックした物件すべての建築確認日をお示し願いたい。

事務次官の「十月二十四日には検査をして（イーホームズは）天空率の方はチェックはしていた」という発言は間違いではないのか。

なぜ、匿名電話から緊急立ち入り検査まで二週間以上も要したのか。

4 十月二十四日には、イーホームズは耐震偽装を確認しているにもかかわらず、なぜ、同日の立ち入り検査で国土交通省は見抜けなかったのか。

二 平成十七年十一月十五日に、伊藤公介代議士が、ヒューザー小嶋社長らと国土交通省を訪問した。

1 アポイントはいつ誰に電話があつたのか。

2 伊藤代議士と面談した国土交通省の職員の氏名役職をすべてお示し願いたい。

3 国土交通省職員がイーホームズから偽装の報告を受けた日時と、同じ課の小川課長がそれを知った日時をお示し願いたい。この時間の差はなぜ生まれたのか。

4 北側大臣に耐震偽装に係る情報をはじめて報告したのはいつか。

5 当日、伊藤代議士との面談を開始した時刻と、大臣に報告した時刻をお示し願いたい。なぜ、伊藤代議士の面談の日に、大臣に耐震偽装関連の報告を上げたのか。

6 国土交通省は十一月十七日に耐震偽装を公表したが、この公表方針を決めた日時はいつか。

7 伊藤代議士とヒューザー小嶋社長が同席した際の、会談の内容を発言者ごとに詳細にお教え願いたい。加えて「住民への告知・公表に当たっては危険性の確認を十分行うなど慎重に対処してもらいたい」との趣旨の発言はあったか。あれば、その詳細もお教え願いたい。

8 伊藤代議士が、単独で国土交通省の職員と面談した際の日時と、発言者ごとの発言内容を詳細にお示し願いたい。

三 国土交通省は、イーホームズとのメールのやり取りを公表した。どのような法令上の根拠で公表したのか。これが公表できるならば、ヒューザーや政治家（秘書も含む）、偽装物件に係る建築主、確認検査機関、設計事務所、施工業者等とのメール、FAX、電話、面談記録なども公表すべきと考えるがいかがか。公表できない場合は、公表できるものと、できないものを特定した上で、公表できない基準はどのようなものか。法令も含めてお示し願いたい。

四 国土交通省の姉齒聴聞では、姉齒氏は三社から圧力を受けたと話しているのか否か。
お答えいただけない場合は、その詳細な法的理由をお示し願いたい。

五 国土交通省が話を聞いた、耐震偽装物件に係わった、建築主、施工者、設計事務所、確認検査機関等関係者の組織名を日時とともにすべてお示し願いたい。

それぞれの議事録あるいは内容のメモを公表するか否か。すべて公表できない場合は、公表できるものとできないものを特定願いたい。

情報公開法などには、公益上の理由による裁量的開示や、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示すべしとの趣旨の規定もある。これらの情報公開の規定も含めて、公表できない案件については、それぞれ、詳細に法令条文と理由をお示し願いたい。

六 すべての確認検査機関への国家公務員（課長以下も含む）の天下り（再就職）実態を確認検査機関名ごとにお示し願いたい。（検査機関での役職、就任月日、元の省庁名と役職などを含む。）これは問題はないのか。

七 以上の実態を把握して、明らかにした上で、耐震偽装問題での政府の責任の是非に関して内閣の見解を問う。

右質問する。

衆議院議員滝実君提出耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する質問に対する答弁書について

平成18年2月10日

国 土 交 通 省

1. 概要

本件は、

- ① 建築物に係る建築主、設計者、建築確認の実施主体等の責任関係
- ② 今回の偽装事件に関する建築確認の問題との関係における政府の公的支援の実施の趣旨
- ③ 今回の偽装事件に関する建築主等の責任と政府の公的支援との関係
- ④ 政府の公的支援の実施に係る法的根拠の必要性

に関する質問に対し、別添の答弁書を提出するものである。

2. 閣議決定日

平成18年2月10日（金）

問い合わせ先

国土交通省（代表 03-5253-8111）

住宅局建築指導課 渡辺（質問①）

（内線39-517、03-5253-8513（夜間直通））

住宅局市街地建築課 光安（質問②から④までについて）

（内線39-613、03-5253-8516（夜間直通））

衆議院議員滝実君提出耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する質問に対する答弁書

一について

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）は、建築物に関する最低の基準を定めており、すべての建築物は、同法の規定に適合する必要がある。このため、同法においては、建築主は、建築物を建築しようとする場合には、同法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認（以下「建築確認」という。）を受けなければならぬこととされており、建築主に建築物の安全を確保する第一義的な義務を課しているところである。また、建築士については、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十八条第二項の規定により、設計を行う場合においては、これを法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならず、工事施工者については、建築基準法第五条の四第一項の規定により、建築士の設計によらなければ、建築士法第三条から第三条の三までに規定する建築物の工事をする事ができないこととされている。

一方、建築確認を行う建築主事（建築基準法第四条第一項に規定する建築主事をいう。以下同じ。）又は指定確認検査機関（同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）

は、建築主に課されている第一義的な義務の的確な履行を確保する観点から、建築主からの申請に基づき当該申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定（同法第六条第一項に規定する建築基準関係規定をいう。以下同じ。）に適合するものであることを確認しているものである。

二について

今回の構造計算書の偽装問題（以下「偽装問題」という。）に係る危険な分譲マンションの居住者等について、その安全と居住の安定を確保することは、緊急に取り組むべき最優先の課題である。また、今回の偽装問題には、建築確認に係る審査という公の事務において、結果として構造計算書の偽装が発見されるに至らなかったという特別な事情がある。こうしたことから、当該マンションの売主である建築主が契約上の瑕疵担保責任を誠実に履行する見通しが全く立っていない現状では、売主である建築主に対して徹底した責任の追及を行うことを前提として、類似の財政措置との均衡にも配慮した上で、当該居住者に対する公的な支援を行う必要があると考えている。

三について

一について述べたとおり、建築主は、建築物の安全を確保する第一義的な義務を負っており、一方、

建築確認を行う建築主事又は指定確認検査機関は、建築主に課されている第一義的な義務の的確な履行を確保する観点から、建築主からの申請に基づき当該申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることを確認しているものである。今回の偽装問題は、建築主からの委託等に基づき設計を行った者又は建築主から委託等を受けた設計者若しくは工事施工者からの委託等に基づき設計を行った者が故意に構造計算書を偽装したものであり、建築主の責任は重いものと考えている。

今回、公的な支援を行うこととした理由は、二について述べたとおりであり、「建築主、設計者、工事施工者が負う自己責任を「官」が肩代わりする」ものではない。

指定確認検査機関が行った建築確認について、お尋ねの「官」が責任を負うか否かについては、偽装問題の全容が解明された後で、最終的には司法の場において個別具体の事実関係に即して判断されるものと考えてる。

四について

今回の公的な支援は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）に基づく地域住宅交付金を活用して行うものである。偽装問題に係る危険

な分譲マンションの居住者等の安全と居住の安定を早急に確保することについて、国と関係地方公共団体との間で認識の相違はないものと考えており、今後とも、関係地方公共団体と十分に連携を図りながら取り組みでまいりたい。

平成十八年二月二日提出
質問第三九号

耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する質問主意書

提出者 滝 実

耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する質問主意書

姉齒設計事務所による耐震強度偽装事件が公表された後、短期間で被害者に対する政府の公的支援策が打ち出された。この事件は誰に責任があるのかを含め事実関係を解明している途中であるのに、建築主を差し置いて政府が支援に乗り出すという点で、不思議なことといわなければならない。被害者救済ということでは、何をしてでも許されるものではなく、公的支援について協力を要請されている地方公共団体にはとまどいがある。

従って、次の事項について質問する。

一 平成十年の建築基準法改正法案の国会審議における政府答弁は、建築物について建築主が設計者と工事施工者を監督する責任があり、建築確認の実施主体は補完責任を負うに過ぎないとしている。この原則は現在も変わらないのかどうか明らかにしていただきたい。

二 今回の偽装事件は「民の問題ではない」との国土交通大臣の発言を契機に、政府が公的支援を打ち出したようであるが、建築確認に問題があつたとの認識で公的支援を行うのか、それとも建築確認の問題にかわりなく行うのかを明らかにしていただきたい。

三 建築確認に問題があったとの理由であれば、事実の全容を明らかにする必要がある。建築物について建築主、設計者、工事施工者に責任があるのは当然であり、これらの者が意図して建築確認の実施者をごまかす場合には建築確認の実施者が責任を負うことはできないことが想定されるからである。政府が支援策を行うのは、このようなごまかしはないと判断したことになるが、そうなのか。仮にそうだとしても、建築確認の実施者が民間検査機関であれば「官」が責任を負うことにはならないのではないか。

他方、建築確認の問題にかかわりなくとの理由であれば、建築物について建築主、設計者、工事施工者が負う自己責任を「官」が肩代わりすることになるのではないか。

これらの指摘したことについて、考え方をお示しいただきたい。

四 公的支援策について地方公共団体に協力を求めているようであるが、そのためには法律の裏づけが必要と思われる。これについての考え方をお示しいただきたい。

右質問する。

衆議院議員江田憲司君提出耐震強度偽装事件に関する
質問に対する答弁書について

平成18年2月24日
国 土 交 通 省

1. 概要

本件は、

- (1) 今回のような耐震強度偽装事件の場合に被害者に十全の補償ができる枠組みの構築
 - (2) 国土交通省が指定確認検査機関に対して行った立入検査の現在までの結果
 - (3) 指定確認検査機関の財政基盤や審査能力の向上
 - (4) 改正耐震改修促進法に基づく基本方針における耐震化目標及び目標達成のための政策的枠組み
- 等に関する質問に対し、別添の答弁書を提出するものである。

2. 閣議日

平成18年2月24日（金）

国土交通省（代表 03-5253-8111）
住宅局住宅生産課（(1)及び(2)について）
河田（内線39-413、直通03-5253-8511）
住宅局建築指導課（(3)及び(4)について）
渡辺（内線39-517、直通03-5253-8513）

衆議院議員江田憲司君提出耐震強度偽装事件に関する質問に対する答弁書

一について

現在、社会資本整備審議会において、住宅の購入者等の保護の観点から、住宅の売主等の瑕疵担保責任が確実に果たされるための措置について検討を行っているところである。

二について

今回の構造計算書の偽装問題に係る指定確認検査機関（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）への立入検査の結果は、平成十七年十二月二十八日に国土交通省が公表した「指定確認検査機関等への立入検査の結果について」及び平成十八年一月二十六日に同省が公表した「指定確認検査機関への立入検査結果（追加）について」のとおりである。なお、これらの資料については、同省のホームページに掲載しているところである。

三の1について

指定確認検査機関が行う確認検査（建築基準法第七十七条の十八第一項に規定する確認検査をいう。以下同じ。）の業務に関する申請手数料については、各指定確認検査機関において、確認検査の業務の適確

な実施のために必要な額を定めているものと承知している。

三の2について

現在、社会資本整備審議会においては、構造計算書の偽装問題の再発防止の観点から、設計及び工事監理の報酬基準の見直しを引き続き検討すべき課題の一つと考えているところである。

三の3について

現在、社会資本整備審議会において、免許の取消し、業務の停止等の処分を受けた建築士の氏名等の情報開示について検討を行っているところである。

また、現在、同審議会において、建築主事（建築基準法第四条第一項に規定する建築主事をいう。）又は指定確認検査機関が同法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認を行う場合に、第三者機関における構造計算書の内容の審査を義務付けること等について検討を行っているところである。

三の4について

現在、社会資本整備審議会において、構造計算プログラムの入出力情報の標準化等について検討を行っているところである。

四の1について

平成十七年三月に開催された中央防災会議において、今後十年間で被害想定に基づく死者数や経済被害額を半減させることを目標とする東海地震の地震防災戦略及び東南海・南海地震の地震防災戦略が決定され、この目標を達成するために必要かつ実現可能な目標として、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成十八年国土交通省告示第百八十四号）において、平成二十七年までに住宅の耐震化率を少なくとも九割とすることを定めたところである。また、御指摘の「あとの一〇%の「既存不適格住宅」」についても、住宅の所有者等に対する啓発及び知識の普及や必要な支援の実施により引き続き耐震化の促進に努めてまいりたい。

四の2について

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）において、都道府県耐震改修促進計画の策定や建築物の所有者等に対する指導等の強化等について規定された。また、平成十八年度予算案において、住宅市街地総合整備に係る経費を計上しており、この内数として、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための経費を百三十億円としているところである。さらに、第百

六十四回国会に提出した所得税法等の一部を改正する等の法律案等において、耐震改修促進税制を創設することとしている。

平成十八年二月十五日提出
質問第七六号

耐震強度偽装事件に関する質問主意書

提出者 江田 憲 司

耐震強度偽装事件に関する質問主意書

耐震強度の偽装事件を受けて、その真相究明や居住者や周辺住民の安全確保等を図ることはもちろん重要であるが、この事件を教訓に、建築行政を今後見直していくことも喫緊の課題である。このような視点から以下質問する。

一 住宅品質確保法（二〇〇〇年四月施行）により、一〇年間の瑕疵担保責任が義務づけられたとはいえ、その売り主等に資力がなければ、今回の事件被害者のように、十分な被害額の賠償が受けられない。この点で、銀行が破たんした場合の預金払い戻し等のための預金保険機構のように、関係業界全体で何らかの形で資金を積み立て、あるいは新たな保険を掛け、今回のような場合に十全の補償ができる枠組みを構築していくべきではないか。既存制度の拡充も含め、政府の方針を問う。

二 今回の事件では「指定確認検査機関」のずさんな検査実態も浮き彫りにされた。国土交通省は、指定した民間検査機関すべてに対し、立ち入り検査を実施とのことだが、現在までの検査結果如何。

三 「指定確認検査機関」については、徹底的にその審査の実態を確かめ、不適格な機関の指定取消等の厳格な措置を講じていただきたいが、一方で、単なる規制の強化や厳罰化にとどまらず、検査機関の健全な

育成、すなわち財政基盤や審査能力の向上にも配慮すべきだと考える。よって以下質問する。

1 現在の建築確認の申請手数料の額は適正と考えているか。中堅どころのマンション一件当たり一五万円程度の手数料では、綿密な審査より、数をこなして採算をとろうという検査機関も出てくる。人手も時間もかかる構造計算、設計等の審査のため、必要十分な手数料体系を再構築すべきではないか。

2 そもそも建物の設計費等のソフトウェアに係るコストが、建設費等のハードウェア面のそれに比し「おまけ同然」（建設費の三〇五〇程度）の扱いをされている業界の慣行にも、今回の事件の遠因があると考え。一昔前、コンピュータのソフトウェアにも同様の問題があったが、ハードウェアとソフトウェアの「アンバンドリング（unbandling）」を含め、こうした業界慣行を是正し、設計、特に構造設計に適正な報酬が支払われるよう、行政としても対応していくべきではないか。

3 指定確認検査機関の建築確認審査に当たっては、問題のある会社や設計士の情報（いわゆるブラックリスト）をはじめとした不審情報等の検査機関間の相互流通、情報の共有化のシステムが必要ではないか。また、NPO法人等が容易に審査書類（特に構造計算関係）を閲覧できる体制づくり等第三者がチェックできる仕組みを導入すべきではないか。

4 構造計算の大臣認定プログラムが百以上あるというが、多すぎる公認プログラムの存在が、第三者からのチェックを困難化し、容易に偽装や偽造等を可能としている要因となっているのではないか。公認プログラム制度の改善策如何。

四 現在、新耐震基準が導入された昭和五六年以前に建築された「既存不適格住宅」（耐震性が不十分とみられる住宅）は、日本全国で一一五〇万戸存在するという。国土交通省は一月二五日、改正耐震改修促進法の施行に向け、今後一〇年間で、①住宅は一五〇万〜二〇〇万戸を耐震診断し一〇〇万戸を耐震改修する、②学校や病院など多数が利用する建物は五万棟を診断し三万棟改修する等を通じて、二〇一五年までに「震度六強または七の大規模地震でも倒壊しない」とする建築物の耐震化率を、現状の約七五％から九〇％に引き上げる数値目標を盛り込んだ基本方針を決定したが、

1 目標値を一〇〇％ではなく九〇％とした理由は何か。あとの一〇％の「既存不適格住宅」の耐震改修等はどう進めていくのか。

2 「改修」だけでなく「建て替え」も含め、具体的に、どういう政策的枠組みの下で、どの程度の国費（税金）を使って、この目標値を達成していくのか。これに呼応した都道府県の施策も含めて、実効性

ある政策手段を提示されたい。

右質問する。

衆議院議員滝実君提出耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する再質問に対する答弁書について

平成18年2月24日

国土交通省

1. 概要

本件は、

- ① 建築物に係る建築主、設計者、建築確認の実施主体等の責任関係
- ② 政府による公的支援の実施と建築主の瑕疵担保責任の関係
- ③ 公的支援への地域住宅交付金の活用と、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の目的の関係

に関する質問に対し、別添の答弁書を提出するものである。

2. 閣議決定日

平成18年2月24日（金）

問い合わせ先

国土交通省（代表 03-5253-8111）

住宅局建築指導課 渡辺（質問①）

（内線39-517、03-5253-8513（夜間直通））

住宅局市街地建築課 光安（質問②）

（内線39-613、03-5253-8516（夜間直通））

住宅局住宅総合整備課 勝又（質問③）

（内線39-333、03-5253-8506（夜間直通））

衆議院議員滝実君提出耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の平成十年の建築基準法改正案の国会質疑における答弁が具体的にどの答弁を指すのかが必ずしも明らかではないが、建築主に建築物の安全を確保する第一義的な義務が課されていること等については、先の答弁書（平成十八年二月十日内閣衆質一六四第三九号。以下「前回答弁書」という。）一についてで述べたとおりである。

二について

今回の構造計算書の偽装問題（以下「偽装問題」という。）に係る危険な分譲マンションの居住者に対して公的な支援を行うこととした理由は、前回答弁書二についてで述べたとおりであり、緊急性等の観点から、公的な支援を行う必要があると判断したものである。

また、今回の公的な支援を行うことは、偽装問題に係る危険な分譲マンションの売主である建築主の瑕疵担保責任に影響を与えるものではない。

三について

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等（同法第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等をいう。以下同じ。）の整備等を、地方公共団体の自主性を尊重しつつ推進するため、地域住宅交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的としている。

今回の公的な支援については、偽装問題に係る危険な分譲マンションの建替え等という地域における住宅に対する需要に応じて、関係地方公共団体が当該分譲マンションの建替え等について公的賃貸住宅等の整備等として同法に基づく地域住宅交付金を活用して取り組むことにより、当該分譲マンションの居住者等の安全と居住の安定の確保を図ろうとするものであるところ、同法に基づく地域住宅交付金を活用することは、同法の目的を逸脱するとの御指摘は当たらないものと考えている。

平成十八年二月十四日提出
質問第六七号

耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する再質問主意書

提出者 滝

実

耐震強度偽装事件の被害者への公的支援策に関する再質問主意書

標記案件については、平成十八年二月二日に質問主意書を提出し、内閣から同年二月十日付けで答弁書を受領した。しかし、回答が不明確な部分があるので、追加質問する。

一 答弁書は、建築主、建築士（設計者）、工事施工者、建築主事のそれぞれの責任を並列的に述べているが、そのようなことを質問してはいない。平成十年の建築基準法改正案の国会質疑で、政府は建築物について建築主が設計者と工事施工者を監督する責任があると言い切り、建築主事の責任はそれを補完するに過ぎないと答弁している。答弁書の「三について」の記述は、この原則に変更がないようにも受け取れるが、そうであるのかを明確に答えていただきたい。

二 答弁書は、マンションの売主である建築主が契約上の瑕疵担保責任を誠実に履行する見通しが全く立っていないから公的支援を行うと述べている。しかし、今回のような事件は、買主が瑕疵担保責任を民事の司法手続きにより追及すべきであつて、これに近いことが答弁書の「三について」に述べられているのに、司法手続きを差し置いて行政当局が立ち入ることは、わが国の瑕疵担保責任に関する法体系を混乱させることになる。

また、答弁書は、今回の公的支援は類似の財政措置との均衡にも配慮していると述べている。これは、阪神淡路大震災における救済措置や自然災害の被災者に対する救済措置を指すと思われるが、前者は災害救助法に、後者は被災者生活再建支援法に根拠をおくものであつて、瑕疵担保責任を追及できる場合とは異なる。

以上二点について考えを示していただきたい。

三 答弁書は、今回の公的支援を「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」に基づく地域住宅交付金を活用して行うとしている。しかし、お示しの特別措置法による交付金を今回の公的支援に活用するのは法律の目的を逸脱するものであつて、地方公共団体が地域住宅交付金を活用して公的支援を行うのは違法ないしは不当であると思われるが、これについて考えを示していただきたい。

右質問する。

衆議院議員馬淵澄夫君提出耐震偽装問題に関連した産業再生機構の業務に関する質問に対する答弁書

一について

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）によると、お尋ねの兵庫県神戸市中央区京町及び浪花町に所在する旧オリエンタルホテル跡物件（以下「ホテル跡物件」という。）に関し、伊藤公介衆議院議員から機構に対して電話はなかったとのことである。

二について

機構によると、ホテル跡物件に関し、株式会社ヒューザーの小嶋進代表取締役と機構の職員との面談は行われていないとのことである。

三について

今回の構造計算書の偽装問題に関する行政上の対応について、与党の国会議員から不当な介入を受けたことはない。

平成十八年二月十五日提出
質問 第七五号

耐震偽装問題に関連した産業再生機構の業務に関する質問主意書

提出者 馬淵澄夫

三 以上の実態を把握し明らかにした上で、耐震偽装問題への与党国会議員の関与と政府の対応に関して内閣の見解を問う。

右質問する。

平成18年2月20日
国土交通省

(長妻議員からの依頼：伊藤公介議員との懇談会)

○ 伊藤公介議員を招待した懇談会について

- ・日時：平成16年11月30日(火) 18:30～
- ・出席者：局長・審議官・総務課長・住宅政策課長・住宅総合整備課長・住宅生産課長・
(国土交通省) 建築指導課長・市街地建築課長・住宅企画官
- ・場所：富山県赤坂会館
 - Q 一般人で空いていれば使える施設か？
 - 誰でも使用可能な施設である。
- ・会費：住宅局側の出席者が割り勘で支払う(1人1万円)
 - Q 土産の有無
 - なし
 - Q 政治資金規正法との関係
 - 政治資金規正法上問題ないと思われる。(総務省政治資金課より聴取)
- ・公用車：片道(送り)使用

○ 伊藤公介議員の招待による懇談会について

- ・日時：平成17年6月14日(火) 18:30～
- ・出席者：(国土交通省)
局長・審議官・総務課長・住宅政策課長・住宅総合整備課長・住宅資金管理官
- ・会費：議員側持ち
 - Q 土産の有無
 - あり
 - Q 倫理法との関係
 - 国会議員は国家公務員倫理規程第2条に定める「利害関係者」には該当しないと解されていることから、倫理法上の問題なし。
- ・公用車：片道(送り)使用

○ 清和研のパーティーへの出席
住宅局長就任以降なし

○ 伊藤公介議員のパーティーへの出席
住宅局長就任以降なし

建築基準法における国土交通省と地方公共団体等の関係

○ 建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（都道府県知事又は国土交通大臣の勧告、助言又は援助）

第十四条 建築主事を置く市町村の長は、都道府県知事又は国土交通大臣に、都道府県知事は、国土交通大臣に、この法律の施行に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、特定行政庁に対して、都道府県知事は、建築主事を置く市町村の長に対して、この法律の施行に関し必要な勧告、助言若しくは援助をし、又は必要な参考資料を提供することができる。

（国土交通大臣又は都道府県知事への報告）

第十六条 国土交通大臣は、特定行政庁に対して、都道府県知事は、建築主事を置く市町村の長に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は統計の資料の提出を求めることができる。

（特定行政庁等に対する指示等）

第十七条 国土交通大臣は、都道府県若しくは市町村の建築主事の処分がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は都道府県若しくは市町村の建築主事がこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるときは、当該都道府県知事又は市町村の長に対して、期限を定めて、都道府県又は市町村の建築主事に対し必要な措置を命ずべきことを指示することができる。

- 2 国土交通大臣は、都道府県の建築主事の処分がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は都道府県の建築主事がこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるときは、当該都道府県知事に対して、期限を定めて、都道府県の建築主事に対し必要な措置を命ずべきことを指示することができる。
- 3 都道府県知事は、市町村の建築主事の処分がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は市町村の建築主事がこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるときは、当該市町村の長に対して、期限を定めて、市町村の建築主事に対し必要な措置を命ずべきことを指示することができる。
- 4 国土交通大臣は、前項の場合において都道府県知事がそのすべき指示をしないときは、自ら同項の指示をすることができる。
- 5 都道府県知事又は市町村の長は、正当な理由がない限り、前各項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が行つた指示に従わなければならない。
- 6 都道府県又は市町村の建築主事は、正当な理由がない限り、第一項から第四項までの規定による指示に基づく都道府県知事又は市町村の長の命令に従わなければならない。

- 7 国土交通大臣は、都道府県知事若しくは市町村の長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第一項の規定による指示に従わない場合又は都道府県若しくは市町村の建築主事が正当な理由がなく、所定の期限までに、第一項の規定による国土交通大臣の指示に基づく都道府県知事若しくは市町村の長の命令に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に係る必要な措置をとることができる。
- 8 国土交通大臣は、都道府県知事若しくは市町村の長がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるときは、当該都道府県知事又は市町村の長に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 9 国土交通大臣は、都道府県知事がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるときは、当該都道府県知事に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 10 都道府県知事は、市町村の長がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるときは、当該市町村の長に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 11 第四項及び第五項の規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、第五項中「前各項」とあるのは、「第八項から第十項まで又は第十一項において準用する第四項」と読み替えるものとする。
- 12 国土交通大臣は、都道府県知事又は市町村の長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第八項の規定による指示に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に係る必要な措置をとることができる。

各地区の退去の状況等 (2月26日時点)

特定行政庁	物件名	Qu/Qun	命令等		退去の状況 (単位:戸)						
			公表日	自主退去の勧告	使用禁止命令	全体	当初 入居	退去済	退去 予定	その他	全戸退去 完了日
1	東京都	0.33	平成17年11月21日	平成17年12月3日	平成17年12月16日	24	24	24	0	0	平成18年2月1日
2	中央区	0.41	平成17年11月21日	平成17年12月5日	平成18年1月24日	36	33	33	0	0	平成18年2月8日
3	墨田区	0.31	平成17年11月21日	平成17年12月1日	平成18年1月10日	36	36	36	0	0	平成18年1月24日
4	江東区	0.37	平成17年11月21日	平成17年12月1日	平成17年12月22日	67	67	67	0	0	平成18年2月11日
5	川崎市	0.30	平成17年11月21日	-	平成17年11月28日	23	23	20	2	1	未定
6	横浜市	0.41	平成17年11月21日	-	平成17年12月2日	19	17	7	9	1	未定
7	藤沢市	0.15	平成17年11月21日	平成17年11月29日	平成17年12月15日	30	15	15	0	0	平成18年1月20日
8	世田谷区	0.34	平成17年12月11日	平成17年12月19日	平成18年1月10日	31	31	27	4	0	未定
9	川崎市	0.39	平成17年12月12日	-	平成17年12月20日	24	24	10	14	0	未定
10	北区	0.32	平成17年12月13日	平成17年12月21日	平成18年1月27日	18	18	18	0	0	平成18年2月12日
11	大田区	0.45	平成18年2月11日	平成18年2月11日	未定	* 24	21	1	0	20	未定
小計	(グランブステージ池上を除く 10物件の計)					308	288	257	29	2	
						割合	89%	10%	1%		
全体計	(11物件の計)					332	309	258	29	22	
						割合	83%	9%	7%		

* 店舗(1、退去済)は含まない

危険な分譲マンションに関する各地方公共団体の対応状況（2月27日）

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
物件名		グランドステージ 稲城	グランドステージ 茅場町	グランドステージ 東向島	グランドステージ 住吉	グランドステージ 川崎大師 ・ グランドステージ 溝の口	CA横濱鶴見	グランドステージ 藤沢	グランドステージ 千歳烏山	グランドステージ 赤羽	グランドステージ 池上
所在地		東京都稲城市	東京都中央区	東京都墨田区	東京都江東区	神奈川県川崎市	神奈川県横浜市中区	神奈川県藤沢市	東京都世田谷区	東京都北区	東京都大田区
特定行政庁		東京都	中央区	墨田区	江東区	川崎市	横浜市	藤沢市	世田谷区	北区	大田区
確認検査機関		イーホームズ㈱	イーホームズ㈱	イーホームズ㈱	イーホームズ㈱	イーホームズ㈱	イーホームズ㈱	イーホームズ㈱	イーホームズ㈱	北区	大田区
助成実施する地方公共団体		東京都 (2/15 決定)	中央区	墨田区	江東区	川崎市	横浜市	藤沢市	世田谷区	北区	大田区
助成の内容	移転費	1回当たり25万円 以内の実費	1回当たり25万円 以内の実費	1回当たり25万円 以内の実費	1回当たり25万円 以内の実費	1回当たり25万円 以内の実費	1回当たり25万円 以内の実費 (無利子貸付融資 制度による対応)	1回当たり25万円 以内の実費	1回当たり25万円 以内の実費	1回当たり25万円 以内の実費	1回当たり25万円 以内の実費
	家賃助成	家賃の2/3 対象の上限15万 円	家賃の2/3 対象の上限20万 円	家賃の2/3 対象の上限18万 円	家賃の2/3 対象の上限18万 円	家賃の2/3 対象の上限15万 円	家賃の2/3 対象の上限15万 円 (無利子貸付融資 制度による対応) 敷金助成最大3箇 月	家賃の2/3 対象の上限15万 円	家賃の2/3 対象の上限15万 円	家賃の2/3 対象の上限20万 円	家賃の2/3 対象の上限20万 円
	家賃助成の 特例		20万円を超える部 分について区独自 策								
その他支援	家具等荷物置 場の提供	○:市 旧小学校校舎 無償、2年間	×	○ 旧小学校校舎 無償、年度末まで (年度毎延長)	○ 事務所施設 無償、最大2年間	○ 旧幼稚園舎 無償、幼稚園の建 替えまで	×	×	×	○ 旧小学校校舎 無償、原則2年間	○ 旧小学校校舎
	粗大ごみ処分 費用の無料化	○:市	×	○	○	×	×	×	○	○	○
	固定資産税・ 都市計画税の 減免	○:市 (6ヶ月分減免)	○:都 (使用禁止等となっ た日以後)	○:都 (使用禁止等となっ た日以後)	○:都 (使用禁止等となっ た日以後)	○:市 (四半期毎に退去 確認。期間内に退 去済みであれば、 その期間から減 免)	○:市 (退去者を対象)	○:市 (H17年から)	○:都 (使用禁止等となっ た日以後)	○:都 (使用禁止等となっ た日以後)	○:都 (使用禁止等となっ た日以後)
	その他	○:市 就学援助費の交付									
支払開始時期		2月下旬	2月下旬	2月中旬	2月中旬	2月下旬	3月	3月下旬	2月下旬	2月下旬	3月下旬

建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について 中間報告（案）

1. 現在の建築規制制度、建築士制度等の課題

(1) 建築確認・検査制度の課題

○今回の偽装の一部は、迅速な審査で偽装を見破ることは困難。

○膨大なコンピューターによる構造計算の全過程を書面のみで迅速に審査することは困難。

(2) 指定確認検査機関制度の課題

○指定確認検査機関の公正中立性の確保など、要件の強化が必要。

○役員、株主、確認検査員等の情報開示が必要。

○特定行政庁に指定確認検査機関に対する監督権限の強化が必要。

(3) 建築士制度の課題

○違法行為を行った建築士に対する罰則が不十分。

○建築士事務所の業務実績、所属する全ての建築士の氏名、実務経験等について情報開示がなされていない。

○建築士の専門分化の実態に対応して分野別の資格者の位置付けと責任分担等について十分な検討が必要。

(4) 瑕疵担保責任制度の課題

○住宅の売主等による瑕疵担保責任の確実な履行を担保するための措置が必要。

(5) 住宅性能表示制度の課題

○住宅性能表示制度の利用は任意であるため適用率が低い。

○住宅性能評価においても、指定住宅性能評価機関が構造計算書の偽装を見抜けなかった。

(6) 確認申請書等の保存期間の課題

○特定行政庁等における建築確認申請書等の長期の保存が必要。

2. 建築物の安全性確保のための施策の基本的な考え方

(1) 審査体制の強化と検査の厳格化

○建築確認・検査を的確に実施するため、審査、検査の方法、内容を厳格化するとともに、特定行政庁及び指定確認検査機関の審査体制の強化等を図る必要がある。特に、一定の高さ、一定の規模以上の建築物等について、構造の専門家等による審査を義務付けるなど審査の厳格化を図る必要がある。

(2) 指定確認検査機関の責任の明確化と特定行政庁の監督の厳格化

○指定確認検査機関に対して自らの責任を自覚して業務を遂行させるための措置を講じるとともに、指定権者と特定行政庁が協力して指定確認検査機関に対して確認申請書のサンプル検査等の実施により指導監督を強力に実施する必要がある。

(3) 建築士、建築士事務所、建築主等の責任の明確化と処分、処罰の厳格化

○建築士、建築士事務所、建築主等の責任を明確にし、その責任の履行について十分な実効性を確保することが必要である。さらに、監督を強化した上で、それぞれの不適切な行為に対する

処分を厳格化するとともに、罰則を大幅に強化する必要がある。

(4) 建築士等の資質の向上と建築士及び建築士事務所等の業務の適正化

○建築士等の資質、能力の向上を図るための措置を講じることが必要である。また、適切に業務が実施できるよう建築士の資格制度及び建築士事務所の要件、業務の実施体制等を見直すとともに、設計、工事監理業務等の明確化等を行う必要がある。また、行政及び関係団体が協力して建築士、建築士事務所に対する指導監督を強化する必要がある。

(5) 消費者に対する情報開示の充実

○消費者が業務を依頼する際に適正に判断が下せるよう、建築士事務所や指定確認検査機関に関する必要な情報の開示を充実する必要がある。また、住宅等に関する必要な情報の開示を促進するため、住宅性能表示制度の充実、強化等を行う必要がある。

3. 建築物の安全性確保のため早急に講ずべき施策

(1) 構造設計図書の建築確認時の審査方法の厳格化

○構造設計図書の審査方法の見直し

構造設計図書の審査は、審査方法を法令上の審査基準として定め、次の方法により厳正に行う必要がある。

i) 一定の高さ、一定規模以上の建築物等については、建築主事、指定確認検査機関が審査基準に従って入力データの審査、構造詳細図と断面リストの照合等を行うとともに、第三者機関における構造計算の適合性の審査を義務付ける。第三者機関においては、構造の専門家等が構造詳細図及び構造計算書を用いて計算方法、計算過程等の審査を行う。

ただし、国土交通大臣の認定を受けた構造計算プログラムを用いて構造計算書等を作成した建築物については、建築確認申請時に入力データ（電子情報）を添付させ、構造の専門家等により構造計算プログラムの適用範囲内であること、入力内容に関する考え方などを審査の上、再入力し、計算過程における計算ミス又は偽装の有無についてチェックを行う。この場合、構造の専門家による計算過程の審査を簡略化することができる。

ii) その他の建築物については、審査基準に従って、建築主事や指定確認検査機関が厳正に審査を行う。

○建築確認時の審査が厳正に行われるよう、建築確認の法定期間を延長する。

○改ざん防止措置を講じるなど構造計算プログラムの改善を行う。

(2) 中間検査の義務付けと検査の厳格化

○多数の者が利用する建築物に対し中間検査を義務付ける。

○中間検査の厳格化のため検査基準を法令上明確化する。

○中間、完了検査の結果、建築基準関係規定に違反があった場合、迅速な是正措置を実施する。

(3) 指定確認検査機関に対する監督の強化等

○確認・検査方法の厳格化、指定の際の損害賠償能力の審査の厳格化等、指定確認検査機関の業務実施に当たっての責任を明確化するための措置を講じる。

○指定確認検査機関が確認を行った場合の特定行政庁への報告内容に審査実施結果等の事項を加えるとともに、特定行政庁による指定確認検査機関に対する立入検査等の監督権限を強化する。また、特定行政庁が指定確認検査機関による著しく不適当な行為を発見したときはこの旨を指

定権者に報告し、指定権者は指定確認検査機関に業務停止を命じる等の適切な措置を講じる。

○指定確認検査機関の処分を厳格化する。

(4) 建築士に対する処分の強化等

○設計図書、確認申請書等に関与した全ての建築士の名称等を明示させる。

○構造計算書の偽装など故意による違反設計行為、脱法相談等を行った建築士に対する処分を強化する。

○建築士免許・建築士事務所の欠格事由を強化する。

(5) 建築士、建築士事務所等に対する罰則の強化

○建築基準関係規定の違反を行った設計者や建築主に対しては懲役刑の導入も含め罰則を大幅に強化する。

○名義貸し等の不正な行為を行った建築士等に対して、新たな罰則を設ける。

(6) 住宅の売主等の瑕疵担保責任の充実等

○住宅の売主等の瑕疵担保責任、建築士事務所の損害賠償責任履行の実効を確保するための措置を講じる。

(7) 住宅性能表示制度の充実、強化

○住宅の取引に際して、住宅性能評価の実施状況を開示することとするなど、住宅性能表示制度の充実・強化を図る。

○指定住宅性能評価機関における評価方法等の改善を図る。

(8) 建築士及び建築士事務所、指定確認検査機関に関する情報開示制度の充実、強化

○建築士に対する免許の取り消し、業務停止等又は建築士事務所に対する登録取り消し、閉鎖等を行ったときは、その旨を公表する。また、建築士事務所の開設者に対し、毎年一回一定の時期に所属するすべての建築士の氏名、業務実績等の書類の提出を義務付け、都道府県知事はこれを一般の閲覧に供する。

○指定確認検査機関の業務実績、組織体制、出資状況・財務状況、監督処分の状況等の情報を開示する。

(9) 図書保存期間の延長

○指定確認検査機関、特定行政庁、建築士事務所の確認申請書等の保存期間を延長する。

4. 施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題

(1) 建築士制度に係る課題

○専門分野別の建築士制度の導入

○建築士の資質、能力の向上

○建築士事務所の業務の適正化

○工事監理業務の適正化

○報酬基準の見直し

○建築士会及び建築士事務所協会等への加入の義務付け

(2) 国及び都道府県、特定行政庁における監督体制、審査体制の強化と建築物のストック情報の充実

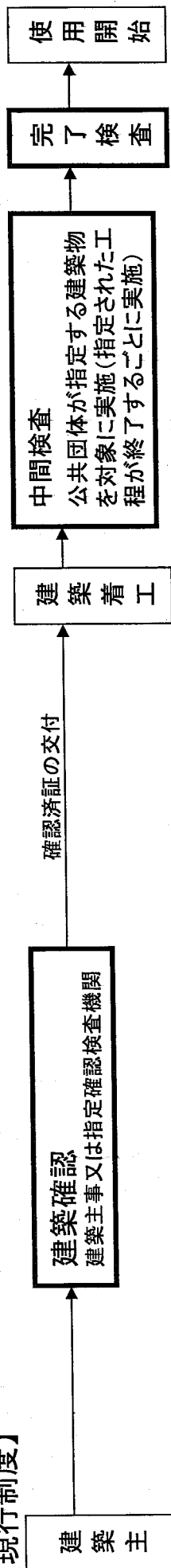
○国及び都道府県、特定行政庁における監督体制、審査体制の強化

○建築物ストック情報に関するデータベース整備、行政機関の相互連携の強化

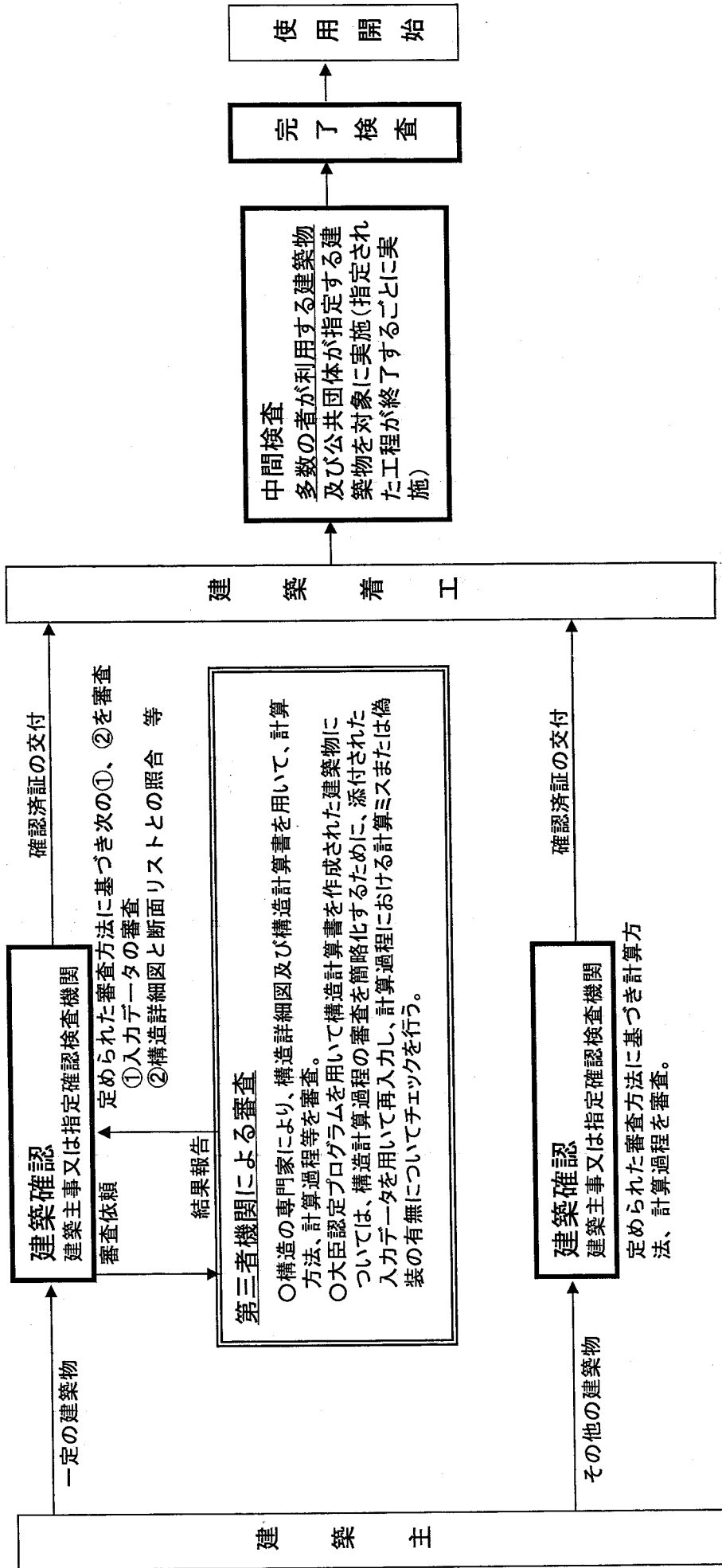
(3) 構造計算書に係る電子認証システムの導入の検討

建築確認(構造計算書の審査)・検査の流れ イメージ

【現行制度】



【改正案】



建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について
中間報告

平成18年2月24日
社会資本整備審議会建築分科会

社会資本整備審議会建築分科会
「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」中間報告

目次

はじめに

1. 構造計算書偽装事件の概要	3
2. 現在の建築規制制度、建築士制度等の課題	4
(1) 建築確認・検査制度の課題	
(2) 指定確認検査機関制度の課題	
(3) 建築士制度の課題	
(4) 瑕疵担保責任制度の課題	
(5) 住宅性能表示制度の課題	
(6) 確認申請書等の保存期間の課題	
3. 建築物の安全性確保のための施策の基本的な考え方	9
(1) 審査体制の強化と検査の厳格化	
(2) 指定確認検査機関の責任の明確化と特定行政庁の監督の厳格化	
(3) 建築士、建築士事務所、建築主等の責任の明確化と処分、処罰の厳格化	
(4) 建築士等の資質の向上と建築士及び建築士事務所等の業務の適正化	
(5) 消費者に対する情報開示の充実	
4. 建築物の安全性確保のため早急に講ずべき施策	10
(1) 構造設計図書の建築確認時の審査方法の厳格化	
(2) 中間検査の義務付けと検査の厳格化	
(3) 指定確認検査機関に対する監督の強化等	
(4) 建築士に対する処分の強化等	
(5) 建築士、建築士事務所等に対する罰則の強化	
(6) 住宅の売主等の瑕疵担保責任の充実等	
(7) 住宅性能表示制度の充実、強化	
(8) 建築士及び建築士事務所、指定確認検査機関に関する情報開示制度の充実、強化	
(9) 図書保存期間の延長	
5. 施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題	15
(1) 建築士制度に係る課題	
(2) 国及び都道府県、特定行政庁における監督体制、審査体制の強化と建築物のストック情報の充実	
(3) 構造計算書に係る電子認証システムの導入の検討	

はじめに

今般の構造計算書偽装問題は、一級建築士が構造計算書を偽装し、多数のマンション等の耐震性に大きな問題を発生させ、多くの住民の安全と居住の安定に大きな支障を与えただけでなく、国民の間に建築物の耐震性に対する不安と建築界への不信を広げている。

今回の問題では、構造計算書の偽装を、設計図書の作成、建築確認、住宅性能評価、工事施工のそれぞれの段階で、元請け設計者、指定確認検査機関、建築主事、指定住宅性能評価機関のいずれも見抜くことができず、建築確認・検査制度等への国民の信頼を失墜させたことは、極めて深刻な状況である。

このような事態を踏まえ、再発防止策を講じ、一日も早く国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるよう、建築基準法、建築士法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る建築行政上の諸課題を検証し、制度の見直しに早急に取り組むことが求められている。

こうした中、社会資本整備審議会建築分科会に基本制度部会が設置され、昨年12月より5回にわたり、建築確認・検査制度の今後のあり方等について議論を行い、このたび「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」の中間報告をとりまとめた。国土交通省には、この「中間報告」を踏まえ、制度の見直しなど早急に建築物の安全確保のための対策に取り組むことを強く求める。

1. 構造計算書偽装事件の概要

イーホームズ(株) (国土交通大臣が指定した民間の指定確認検査機関) から、建築確認時に添付された構造計算書の偽装の可能性について報告を受け、平成 17 年 10 月 28 日から国土交通省で調査を進めてきたところ、同年 11 月 16 日までに、偽装が事実であること、偽装された構造計算に基づき建築された場合、耐震性に大きな問題があるおそれがあることが判明した。

※指定確認検査機関

平成 10 年の建築基準法改正により、従来、地方公共団体が行っていた建築確認・検査業務を国土交通大臣等が指定した民間機関においても行い得るようにしたもの。

構造計算書を偽装したのは、構造設計の下請け等を行った姉齒建築設計事務所(千葉県市川市)であった。

このため、現在、姉齒建築設計事務所が関与した物件と、姉齒建築設計事務所との関係が指摘されている木村建設(株)、(株)ヒューザー、平成設計(株)及び(株)総合経営研究所が関与した建築物について特定行政庁により優先順位をつけつつ偽装の有無等に関する調査が行われている。

この調査により、姉齒建築設計事務所が関与していない物件にも次のように広がりを見せはじめている。

平成 18 年 2 月 8 日 福岡市が賃貸共同住宅 3 件で偽装があった旨を報告

平成 18 年 2 月 7 日 熊本県が 6 物件について偽装の疑いがある旨を報告

平成 18 年 2 月 13 日 熊本県が新たに 16 物件(合計で 22 物件)について偽装の疑いがある旨を報告

平成 18 年 2 月 18 日 横浜市が分譲共同住宅 1 件で構造計算の誤りにより耐震基準を満たしていない旨を報告

現在、調査対象数 791 件のうち偽装有りは 100 件、うち指定確認検査機関が建築確認を行った物件が 56 件(6 機関)、特定行政庁の建築主事が建築確認を行った物件が 44 件(29 機関)となっている。

なお、現時点までに確認された偽装物件は、姉齒建築設計事務所が構造計算した物件が 97 件、姉齒建築設計事務所が関与していない物件が 3 件である。

調査対象物件の調査進捗状況

2月23日16時までに地方公共団体から報告のあったもの

関係者	調査対象数		報告結果					
	総数	重複を除いた物件数	誤りあり			偽装なし	計画中止、該当なし等	調査中
			うち偽装あり		うち偽装なし※			
姉齒元建築士	205件	205件	97件	97件	0	88件	15件	5件
姉齒元建築士が関与していないもの		586件	4件	3件	1件	367件	7件	208件
木村建設(株)	443件	384件	4	3	1	254	6	120
調査対象物件 合計		791件	101件	100件	1件	456件	22件	212件

※ 構造計算の誤りと考えられる理由により、建築基準法が求める耐震基準を満たしていない物件。

2. 現在の建築規制制度、建築士制度等の課題

(1) 建築確認・検査制度の課題

建築確認・検査制度は、設計、工事監理に関する業務独占資格者である建築士が設計した建築物の計画や工事監理を行った建築物について、建築主事等による二重のチェックを行うもので、建築物の安全性を確保するための根幹的な制度である。

建築確認は、申請者から提出された書面に基づき建築計画の法令適合性を審査するもので、一戸建て住宅等の小規模建築物については7日、その他の建築物については21日以内に行うことが原則であり、法令遵守による安全性確保は当然であるが、事務処理の効率性も求められる。

従来は、設計図書を作成する建築士には技術的能力や業務の適正さについて一定の信頼がおけるものと考え、建築確認では、設計ミスによる法令不適合を発見することに主眼をおいて審査が行われてきており、建築士の悪意による偽装までは想定されていなかった。

また、構造規定の審査については、構造計算プログラムへの入力内容の審査、構造計算過程の審査、計算結果の異常の有無の確認、計算結果と構造設計図書の照合等を行うこととなるが、構造設計においては、近年特にコンピューター利用が進展しており、ともすれば内容がブラックボックス化しがちであり、コンピューターによる膨大な構造計算の全過程を書面のみで迅速に審査することは困難になってきている。

今回の耐震偽装事件で問題となった構造計算プログラムについて詳しく見ると、平成18年2月現在で大臣認定を取得している構造計算プログラムは合計106件あり、この構造計算プログラムにより構造計算を行った場合、構造計算書のうち計算過程に係る図書を省略することができる。しかし、大臣認定プログラムを使用しているにもかかわらず、図書省略制度を活用していない場合が9割以上となっている。また、大臣認定プログラムを使用しない構造計算書も全体の約2割程度存在すると推定される。これらの場合についてはコンピューター出力された構造計算書を構造計算過程も含めて全て審査する必要がある。今回の偽装物件では出力結果の修正や計算途中の数値の修正、不適切な構造解析方法の使用があり、提出される構造計算書の整合性を前提としていた迅速な審査では偽装設計を見破ることは現実問題として容易ではなかったと考えられる。

このような状況の中で、建築物の安全性確保に対する国民の信頼を回復するためには、建築確認において、悪意による偽装設計も含めて法令違反を見逃さない仕組みを再構築することが求められている。このためには、構造設計図書の審査方法を大幅に厳格化する必要がある。

次に、中間検査・完了検査は、工事中又は竣工時に特定行政庁の職員等が建築物の法令適合性を現場で検査するものである。特に中間検査については平成10年の法改正

により創設され、現在は特定行政庁が指定する建築物について指定された工程終了後の検査が義務付けられているが、完了検査とは異なり法的に全ての建築物に義務付けられているわけではない。現在約72%の特定行政庁で実施されているが、残りの特定行政庁では未実施となっている。偽装物件のうち中間検査を実施していないものの一部で確認申請書と施工図の内容が一致しない物件があり、構造計算の偽装に加えて、確認申請書通り施工されたかどうかを確認できないものもあり、中間検査の実施をさらに徹底させる必要がある。

また、現在の中間検査が確認申請書との照合を中心に実施されていることから、今回の偽装物件の中には、中間検査段階で偽装を見抜けなかったものもあり、検査方法の見直しも含め検査の厳格化が必要である。

(2) 指定確認検査機関制度の課題

建築確認・検査は、平成10年の法改正により民間機関も行えるものとされた。この趣旨は、当時、行政だけでは十分な実施体制が確保できない状況の下で、官民の役割分担の見直しによりの確で効率的な執行体制の創出が必要なことから、一定の審査能力を備えた公正中立な民間機関（指定確認検査機関）も建築確認・検査を行えることとし、行政は監督処分、違反是正やまちづくり等、本来行政でしかできない事務にその能力を振り向ける、というものであった。

この結果、現在では建築確認の約56%、中間検査の約78%、完了検査の約56%が民間の指定確認検査機関によって処理されており、改正前は約3割程度にとどまっていた完了検査の実施率が平成16年度には約73%に上昇するなど、執行体制の充実に一定の成果がみられるところである。建築確認・検査の民間機関の活用そのものは、合理的な政策選択であったと考えられる。

しかしながら、今回の耐震偽装事件により、一部の指定確認検査機関において、建築確認で構造計算書を偽装し、建築基準法に違反した構造設計が行われた計画を繰り返し見過ごす等、十分な審査が行われていなかった事実が明らかになった。また、今回の事件を契機として国土交通省等が全国の指定確認検査機関や特定行政庁に対して行った緊急点検においても、一部の指定確認検査機関や建築主事において、部材応力等の算定された値に不審な値（異常な値）がないことの確認が行われていなかった、構造計算書の断面リストと構造設計図書の照合が十分に行われていなかった、エラーメッセージの有無の確認がなされていなかった、といった構造審査上の不備が確認された。

建築確認・検査の執行体制の充実について、量的充実と合わせて質的にも十分な能力が確保されるべきことは言うまでもない。今回の耐震偽装事件を踏まえ、指定確認検査機関については、業務量に見合った審査体制や公正中立性の確保、万一の場合の責任体制のあり方等について大幅な要件強化が必要である。さらに、指定確認検査機関については、現在、事務所に代表者氏名、主たる事務所の住所及び取り扱う建築物等について掲示しているところであるが、建築主等が各機関に関する更に詳しい情報

を知ることができるよう、指定確認検査機関の役員、株主、確認検査員等の情報や、指定確認検査機関が受けた監督処分等について情報開示させることも重要である。

次に、特定行政庁と指定確認検査機関との関係についてであるが、現行制度では、特定行政庁は指定確認検査機関が行った建築確認について事後的に報告を受け、その内容が建築基準関係規定に不適合と認める場合は当該建築確認を取り消す権限を有しているほか、建築確認・検査の適正な実施のため必要な措置をとるべきことを指示できることとされている。

しかしながら、特定行政庁への報告は建築計画概要書による簡易な内容とされており、例えば今回の耐震偽装事件で問題となった構造計算書は含まれていない。このため、特定行政庁が構造計算書の偽装を把握することは、別途特段の調査を行わない限り困難である。

平成 17 年 6 月 24 日の最高裁決定は、指定確認検査機関が行った建築確認についても、建築主事を置く地方公共団体が行政事件訴訟法第 21 条第 1 項に定める「当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体」に当たるとし、この決定を踏まえ、下級審では指定確認検査機関が行った違法な建築確認についての国家賠償法上の被告適格を建築主事を置く地方公共団体に認める判決が出されている。

現行制度のままでは、建築主事を置く地方公共団体（その長が特定行政庁）は、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した指定確認検査機関の違法な確認によって、国家賠償法に基づく賠償責任を負わされるおそれがあるにもかかわらず、業務の適正さを確保する上で十分な監督権限を有しておらず、制度上問題がある。特定行政庁が法令違反を把握し、指定確認検査機関の業務の適正さを確保するための特定行政庁の監督権限を強化する必要がある。

なお、指定確認検査機関の指導監督については、指定権者である国土交通大臣又は都道府県知事が報告徴収、立入検査、監督命令、業務停止命令、指定取消し等、必要な措置を講じることができることとされており、原則として年度ごとの報告徴収及び立入検査に加え、随時立入検査等が実施されているが、従来は審査体制や公正中立性等について法令に定められた要件に適合するかどうかの検査が中心であり、例えばサンプルを抽出して確認申請書の内容を再審査するなど、個々の建築確認・検査内容の適法性を検査することまでは、ほとんど行われていなかった。

今回の耐震偽装事件を踏まえ、今後、国土交通大臣又は都道府県知事は、指定確認検査機関に対して従来以上に踏み込んだ強力な指導監督を行うとともに、そのために必要な監督体制の強化を図り、適正な建築確認・検査業務の実施に万全を期すべきである。

(3) 建築士制度の課題

建築士は、建築物の設計・工事監理業務を独占する資格者であり、一級、二級、木

造の3つの区分の合計で現在約102万名が登録されている。

従来、建築士は一定の専門教育と実務経験を経た上で、計画、構造、法規、施工に関する学科試験及び製図試験に合格して初めて資格を取得できるものであるため、技術的能力や業務の適正さについて一定の信頼がおけるものと考えられていた。

今回、建築士による構造計算書の偽装という異常な事件が発生したことは、このような建築士に対する社会的信頼を根本から覆しかねない重大な事態であり、到底看過することはできない。関係者に対しては、法に基づき厳正な処分や処罰が求められることは当然である。

このような事件の再発防止を図るため、不正を行った建築士に対する監督処分を厳格化するとともに、罰則についても大幅に強化する必要がある。

現行制度では、例えば設計者の法令違反に対する建築基準法の罰則は最高で罰金50万円とされ、また建築士法では耐震偽装を行った建築士に対する罰則の規定がない等、抑止力としては不十分であり、耐震偽装のように国民の生命に関わる悪質事案に対しては、厳罰をもって臨むことが必要である。

また、現行制度では、取り消し、業務停止等の処分を受けた建築士について氏名や処分内容を公表できることとされておらず、消費者が建築士の処分情報を知ることができないという問題がある。

現行の建築士法では、建築士は資格を持つ個人であり、建築士資格だけでは他人の求めに応じ業として設計等を行うことは許されず、建築士事務所を登録して初めて、建築士としての業が行える。消費者からの依頼を受けて設計等の業を行うのは建築士事務所であり、建築士事務所に所属する建築士が、技術面を総括する管理建築士の下で業務を行っている。

そこで、現在、消費者が建築士事務所に業務を依頼するに当たって、建築士事務所の業務に関する情報を知ることができるよう、現状では建築士事務所の名称、所在地、管理建築士の氏名、監督処分歴等が記載された登録簿を閲覧させているところであるが、建築士事務所の業務実績、所属する全ての建築士の氏名、実務経験等についても情報開示させ、不適正な業務を行う建築士は市場で淘汰されるようにすることも重要である。

また、今回の耐震偽装事件では、建築確認・検査によるチェック以前に、依頼者より設計業務を受けた元請け建築士事務所、工事監理者、施工者等、建築生産に携わる数多くの関係者が関与していたにもかかわらず、偽装が見過ごされる結果となった。この背景には、建築設計・監理業務における専門分化と責任分担のあり方についての様々な問題があると考えられる。

建築士の実務については、建築物の大規模化、機能高度化や建築技術の進展等に伴って、次第に専門分化が進み、今日では、大きく計画（意匠）、構造、設備等の分野に分かれている。建築設計に当たっては、設計業務全体を統括する建築士の下に、構造設計、設備設計等を担当する建築士が、それぞれの分野別の設計図書を作成し、必要な調整を行った上で、設計図書全体が作成されている。また、それぞれの設計をさらに細分化された分野別の建築士が担当する場合もある。さらに、同じ建築士事務所内の建築士だけでなく、元請け建築士事務所から構造、設備等の専門分野の建築士事務所等にそれらの専門分野の設計業務を下請けさせる場合も多い。

このような重層的な業務体制の中で、特に、構造設計や設備設計を担当する建築士は、契約関係上弱い立場となり、十分な報酬が得られない等の問題が生じているとともに、対外的に設計への関与が明確にならず、責任分担があいまいになっている状況にある。

このような建築士の専門分化の実態に対応して、分野別の資格者の位置付けと責任分担のあり方について、関係者の合意形成を図りつつ、今後、十分な議論を行う必要がある。なお、検討に当たっては、建築関係者ではなく公共の利益が第一に考慮されるべきであることは、言うまでもない。

(4) 瑕疵担保責任制度の課題

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、新築住宅の売主及び請負人（以下「売主等」という。）は、住宅の基本構造部分の瑕疵について 10 年間の瑕疵担保責任を負うこととされている。

新築住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行を確保するための瑕疵担保責任保険が既に存するが、その利用が任意であることもあり、平成 16 年度の利用率は新規住宅供給戸数の約 1 割にとどまっている。

売主等が瑕疵担保責任を十分に果たすことができない場合、居住者が極めて不安定な状態におかれることとなることから、住宅の売主等による瑕疵担保責任の確実な履行を担保するための措置を講ずることが必要である。

また、建築士事務所、指定確認検査機関に対しても損害賠償責任の賠償保険への加入は義務付けられておらず、損害賠償責任を課せられた場合に十分な賠償金を支払えない可能性がある。

指定確認検査機関の現行の指定要件では、業務対象の建築物の規模に応じて 3,000 万円～1 億円以上の基本財産等を有するか、保険金額が 3,000 万円～1 億円以上の保険に加入していることとされている。国指定の指定確認検査機関の場合はほとんどの機関で加入しているが、年間の保険金支払い限度額は 3,000 万円～5 億円にとどまっており、大規模な建築物の場合、損害賠償責任を十分に果たせない可能性がある。

建築士事務所を対象とした損害賠償責任の賠償保険としては、任意加入の保険制度が設けられているが、保険金の限度額も 1,000 万円～5 億円程度であるため指定確認検査機関と同様に損害賠償責任を十分に果たせない可能性がある。また、保険は任意

加入であるため、加入率が低いことも課題である（例：（社）日本建築士事務所協会連合会で実施している賠償保険では連合会会員の加入率は約 20%である）。

なお、これらの賠償保険制度は、故意や重過失は免責事由となるため、この場合の対応について検討が必要である。

(5) 住宅性能表示制度の課題

住宅性能表示制度は、住宅の性能に関する共通のルールを設け、第三者機関が設計図書の審査や現場検査を行った上で、性能を評価・表示するとともに、評価書の記載事項を契約内容とみなすことを原則とし、評価書の交付を受けた住宅に関する紛争は裁判外の紛争処理の対象とするなど、住宅の品質を確保し、消費者の保護を図るためのものであるが、その利用は任意であることから、平成 16 年度の適用率は新築住宅の約 14%に止まっている。

また、建築確認のみならず、住宅性能評価の過程においても、指定住宅性能評価機関が構造計算書の偽装を見抜けず、評価書を交付するという事態も発生しており、建築確認・検査に準じて、指定住宅性能評価機関における評価方法等の改善を図る必要がある。

(6) 確認申請書等の保存期間の課題

建築規制の実効性を確保するためには、特定行政庁が確認申請書等に基づき処分の必要性を判断し、迅速に行うことが重要であるが、現行では特定行政庁に確認申請書等の保存を義務付けておらず、保存期間の実態としては 1 年～5 年がほとんどである。

また、指定確認検査機関については 5 年間の図書保存が義務付けられているが、違反是正等の措置を講じるためには、保存期間が短いという課題がある。

3. 建築物の安全性確保のための施策の基本的な考え方

(1) 審査体制の強化と検査の厳格化

建築確認・中間検査・完了検査における法令適合性の審査、検査を的確に実施するため、構造設計図書の審査方法も含め、建築確認・検査の方法、内容を厳格化するとともに、建築主事及び確認検査員の審査、検査能力の向上並びに特定行政庁及び指定確認検査機関の審査体制の強化を図る必要がある。特に、一定の高さ、一定規模以上の建築物等については、構造の専門家等による構造設計図書の審査を義務付けるなど審査の厳格化を図る必要がある。

(2) 指定確認検査機関の責任の明確化と特定行政庁の監督の厳格化

指定確認検査機関は、法の趣旨に則り自らの責任において建築確認・検査業務を適正に執行すべきことは当然である。しかしながら、今回の事件を踏まえ、指定確認検査機関に対して、損害賠償責任を果たすことのできる財産的基礎を明確化するなど自

らの責任において業務を遂行させるための措置を講じる必要がある。また、今回の事件の発生による国民の不安を解消した上でその期待に的確に応えるためにも、指定権者と特定行政庁が協力して指定確認検査機関に対して確認申請書のサンプル検査や審査方法の検査等を厳格に実施するなど指導監督を強力に実施する必要がある。

(3) 建築士、建築士事務所、建築主等の責任の明確化と処分、処罰の厳格化

安全で安心な建築物を建築する上で、建築士、建築士事務所、建築主等の関係者の責任を明確にした上で、その責任の履行について十分な実効性を確保することが必要である。また、建築士、建築士事務所に対する監督措置を強化した上で、それぞれの不適切な行為に対する処分を厳格化するとともに、建築主を含め不法行為に関与した者に対しては罰則を大幅に強化する必要がある。

(4) 建築士等の資質の向上と建築士及び建築士事務所等の業務の適正化

建築士等の資質、能力の向上を図るための措置を講じる必要がある。また、業務の専門分化等の実態を踏まえ、適切に業務が実施できるよう建築士の資格制度及び建築士事務所の要件や業務の実施体制等を見直すとともに、設計、工事監理業務等の明確化、報酬基準の見直し等を行う必要がある。また、行政及び関係団体が協力して建築士、建築士事務所に対する指導監督を強化する必要がある。

(5) 消費者に対する情報開示の充実

消費者が建築士事務所や指定確認検査機関に業務を依頼する際に適正に判断が下せるよう、建築士事務所や指定確認検査機関に関する必要な情報の開示を充実する必要がある。また、住宅購入者等に対し住宅等に関する必要な情報の開示を促進するため、住宅性能表示制度の充実、強化等を図る必要がある。

4. 建築物の安全性確保のため早急に講ずべき施策

(1) 構造設計図書の建築確認時の審査方法の厳格化

① 構造設計図書の審査方法の見直し

構造設計図書の審査は、審査方法を法令上の審査基準として定め、次の方法により厳正に行う必要がある。

- i) 一定の高さ、一定規模以上の建築物等については、建築主事、指定確認検査機関が審査基準に従って入力データの審査、構造詳細図と断面リストの照合等を行うとともに、第三者機関における構造計算の適合性の審査を義務付ける。第三者機関においては、構造の専門家等が構造詳細図及び構造計算書を用いて計算方法、計算過程等の審査を行う。

ただし、国土交通大臣の認定を受けた構造計算プログラムを用いて構造計算書等を作成した建築物については、建築確認申請時に入力データ（電

子情報)を添付させ、構造の専門家等により構造計算プログラムの適用範囲内であること、入力内容に関する考え方などを審査の上、再入力し、計算過程における計算ミス又は偽装の有無についてチェックを行う。この場合、構造の専門家による計算過程の審査を簡略化することができる。

ii) その他の建築物については、審査基準に従って、建築主事や指定確認検査機関が厳正に審査を行う。

また、第三者機関のシステム面や運用面のセキュリティの確保を図るため、適正な対応策や実施体制について検討する必要がある。

②建築確認の法定期間の見直し

構造設計図書の審査が厳正に行われるようにするため、審査方法の見直しにより必要となる審査期間を踏まえ、現行の建築確認の法定期間の延長について検討する必要がある。

③構造計算プログラムの見直し

構造計算結果が紙に印刷された後やPDF化されたデータの偽装について完全な防止策を講じることは困難であるものの、確認申請に添付する構造計算書作成用の構造計算プログラムについては、

- ・ プログラムの内容が適切なものであること
- ・ 建築基準法令の規定に適合しない数値が入力できないこと
- ・ 構造計算途中での改ざんや計算結果の保存データの改ざんを防止するためのセキュリティの確保等の措置が講じられていること

などの内容について国土交通大臣の認定を行う必要がある。なお、当該大臣認定については、建築物全体についての一貫計算プログラムに加え、構造計算の一部を行う部分計算プログラムも認定の対象に含めるべきである。

また、構造計算の審査を円滑にするため、構造計算プログラムの入出力情報について、部材の一覧表の作成も含めて標準化・共通化について検討することが必要である。

さらに、構造設計が行われる建築物が構造計算プログラムの適用範囲内であるか否かを構造設計者自身や建築主事・確認検査員が適切に判断できるよう、標準化も含めて構造計算プログラムのチェックリストの見直しを行うべきである。

④構造計算書の内容に係るガイドラインの作成

国は建築構造技術者の団体等の協力を得て、構造計算書が適切に作成され、偽装の防止にも資することを目的とした構造計算書の内容に係るガイドラインを作成すべきである。その際、当該ガイドラインでは、構造設計の方針、構造計算プログラムの適用範囲内であることを判断するチェックリスト、入力内容に関する考え方等について、構造計算書の内容に含めることとすべきである。

なお、建築主事・確認検査員を対象とした当該ガイドラインの内容についての

研修を実施し、構造計算書の審査能力の向上を図る必要がある。

(2) 中間検査の義務付けと検査の厳格化

① 中間検査の義務付け

施工途中での施工状況等の確認を行うため、多数の者が利用する建築物の特定工程については中間検査を義務付ける必要がある。

② 中間検査の厳格化

中間検査の際には、確認申請書との照合だけではなく、鉄筋量の不足など不審な点を見つけた場合に構造計算書の点検を義務付けるなど、検査を厳正に行わせるため、検査基準を法令上明確にする必要がある。

③ 迅速な是正措置の実施

特定行政庁が中間検査、完了検査を受けた建築物が建築基準関係規定に違反していると認めた場合には、速やかに9条命令等の措置を講じることが必要である。

(3) 指定確認検査機関に対する監督の強化等

① 指定確認検査機関の責任の明確化等

指定確認検査機関の公正中立性を確保するため、建築確認・検査に利害がある設計、施工、不動産取引等の関係者の出資割合等が高くないよう要件を強化することが必要である。

また、指定確認検査機関は自らの責任において業務を実施するものであり、審査の瑕疵について損害賠償請求された際に十分な賠償金を支払えるよう、基本財産等又は保険金に関する要件を強化・明確化することが必要である。

あわせて、適正な業務が実施できるよう確認検査員などの建築確認・検査業務を行う人員体制の要件についても強化することが必要である。

さらに、国及び都道府県による指定確認検査機関の指定時の審査を厳格化するため、指定の際には第三者の専門家に意見を聴くなど、審査の方法、体制の見直しを検討する必要がある。

② 特定行政庁による指定確認検査機関に対する監督権限の強化等

指定確認検査機関の業務の適正さを確保するため、特定行政庁の監督権限強化等の次の措置を講じる必要がある。

i) 特定行政庁の権限強化

指定確認検査機関が確認済証等を交付した旨を特定行政庁へ報告する際の報告内容に、審査の実施状況、結果等の事項を加え、報告事項を充実させるとともに、特定行政庁に指定確認検査機関に対する立入検査権限等を与える必要がある。また、立入検査等の結果、指定確認検査機関が建築確認・検査の業務に関し著しく不適当な行為をした事実を発見したときは、特定行政庁は指定権者（国土交通大臣又は都道府県知事）に対してこの旨を報告し、指定権者は指定確認検査機関の行う建築確認・検査業務の全部又は一部の停止を命ずる等適切

な措置をとることが必要である。

ii) 監督方法の見直し

指定権者等が立入検査等を行う場合には、審査体制や公正中立性等の要件の検査を行うだけでなく、確認申請書の内容のサンプル検査の実施による個々の建築確認・検査内容の適法性の検査も併せて行うなど検査内容の充実強化が必要である。

iii) 指定確認検査機関の報告制度の拡充

指定確認検査機関に対し指定権者等への定期的な業務状況の報告を義務付けることが必要である。

また、偽装（単なる誤りでは済まされない意図的なデータ改ざん等）を発見した場合にも、指定権者等への報告がなされるようにすることが必要である。

③指定確認検査機関の処分の厳格化

i) 処分基準の強化

指定確認検査機関の処分を厳格に実施するため、過失、違反の程度に応じて処分基準を策定し、その監督を強化することが必要である。

ii) 建築基準適合判定資格者登録の欠格事由等の強化

現行制度では登録の取消しの日から2年を経過しない者等に対し再登録を禁止する欠格事由が定められているが、この欠格事由について期間の延長も含めて強化を図る必要がある。

(4) 建築士に対する処分の強化等

①関与した全ての建築士の名称等の明示

設計、工事監理を行った建築士の責任を明確化するため、設計図書、工事監理報告書及び確認申請書等に、当該業務を担当した全ての建築士について氏名、所属する建築士事務所の名称等を記載させることが必要である。

②処分の強化

構造計算書の偽装など故意による違反設計行為、脱法相談等を行った建築士について、資格の取り消し等の行政処分を大幅に強化することが必要である。

③建築士免許・建築士事務所の登録の欠格事由の強化

現行法では免許の取消しの日から2年を経過しない者等に対し再び免許を与えない欠格事由が規定されているが、この欠格事由について期間の延長も含めて強化を図る必要がある。

また、建築士事務所の登録についても、同様に登録の拒否事由が定められているが、これについても期間の延長も含めて強化を図る必要がある。

(5) 建築士、建築士事務所等に対する罰則の強化

①建築基準法における罰則強化

国民の生命に関わる重大な建築基準関係規定の違反を行った設計者や建築主等

に対しては、懲役刑の導入も含めて罰則を大幅に強化する必要がある。

②建築士法における罰則強化

設計等において名義貸し等の不正な行為を行った建築士に対しては、新たな罰則を設ける必要がある。

また、書類の提出義務に違反、帳簿の不備、虚偽の書類を備え置いた等を行った建築士事務所の開設者等に対しても、罰則を強化する必要がある。

(6) 住宅の売主等の瑕疵担保責任の充実等

①住宅の売主等の瑕疵担保責任履行の実効の確保

住宅の購入者等の保護を図るため、住宅の売主等による瑕疵担保責任保険への加入等瑕疵担保責任の履行の実効を確保するための措置を講じる必要がある。

②建築士事務所の損害賠償責任履行の実効の確保

消費者の保護を図るため、建築士事務所による損害賠償保険への加入等損害賠償責任の履行の実効を確保するための措置を講じる必要がある。

(7) 住宅性能表示制度の充実、強化

住宅の購入者等の保護を図るため、住宅の取引に際して、住宅性能評価の実施状況を開示することとするなど、住宅性能表示制度の充実・強化を図る必要がある。また、評価結果の信頼性を確保するため、指定住宅性能評価機関における評価方法等の改善を図る必要がある。

(8) 建築士及び建築士事務所、指定確認検査機関に関する情報開示制度の充実、強化

①建築士及び建築士事務所に関する情報開示の徹底

i) 処分を受けた建築士の氏名、建築士事務所の名称等の公表

国土交通大臣又は都道府県知事は、建築士に対する免許の取り消し、業務停止等又は建築士事務所に対する登録取り消し、閉鎖等を行ったときは、その旨を公表することを法定化する必要がある。

ii) 建築士の氏名、業務内容等の情報開示

建築士事務所の開設者に対し、毎年一回一定の時期に所属するすべての建築士の氏名、業務実績等の書類の提出を義務付けるとともに、都道府県知事はこれを一般の閲覧に供するようすべきである。

②指定確認検査機関の情報開示の徹底

指定確認検査機関の業務実績、組織体制、出資状況・財務状況、監督処分の状況等の情報を開示することが必要である。

(9) 図書保存期間の延長

確認申請書等について指定確認検査機関に対して5年間の保存を義務付けているところであるが、保存期間を大幅に延長するとともに、特定行政庁についても

指定確認検査機関と同様に図書の保存を義務付けることが必要である。この際、保存方法として図書の電子化の方法について検討すべきである。

あわせて、建築士事務所に対して義務付けている設計図書等の保存期間（５年間）についても大幅に延長することが必要である。

５．施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題

（１）建築士制度に係る課題

①専門分野別の建築士制度の導入

現在の建築士の業務は、多岐にわたり複雑化した分野に分かれていることから、建築士の専門分化のあり方について検討する必要がある。

建築士の専門分化についてはその社会的必要性を明らかにした上で、

- ・ 専門分化する業務範囲をどのように定めるのか
- ・ 専門分野ごとに業務独占とするのか（現行、建築士は全ての分野について業務が行えるが、これを専門分野ごとの建築士でなければ当該分野の業務は行えないよう業務範囲を制限するのか）
- ・ 設計の整合性を図るためにどのような業務体制とすべきか（全体を統括する者を位置付けるべきか）

などの点について検討する必要がある。

②建築士の資質、能力の向上

構造設計等の高い能力を有する建築士の育成のため、大学等の教育機関での教育課程の充実等について検討する必要がある。また、建築士としての業務倫理を徹底させるため、職能団体等を通じた倫理教育等の充実について検討する必要がある。さらに、建築技術の高度化、複雑化に的確に対応して、建築士の能力の維持向上が図られるよう、建築士による新技術等の習得方法やその徹底方策等について検討を行う必要がある。その一つの方策として、建築士免許を更新制とすることが考えられるが、期間の経過を理由に資格を喪失させることとなるため、他の資格制度とのバランスを考慮し、その必要性について検討する必要がある。

③建築士事務所の業務の適正化

建築士事務所の業務の適正化を図るため、管理建築士に一定の実務経験等の要件を課すこと、責任と権限を明確にすること、建築士事務所の組織体制、管理体制等の要件を設けることなどについて、専門分野別の建築士制度の検討と併せて、その社会的必要性や具体的要件等について検討する必要がある。

また、元請け・下請けの契約の適正化、責任の明確化について検討する必要がある。

④工事監理業務の適正化

工事監理業務の適正化を図るため、工事監理業務内容を明確にすることにより報告内容を厳格化する等の方策を検討する必要がある。また、工事監理業務適正化の一つの方法として工事施工者と利害関係のない第三者の建築士による工事監理を義務付けることも考えられるが、その必要性や実効性について検討する必要がある。

⑤報酬基準の見直し

設計及び工事監理の報酬基準についてその内容の見直しや実効性を確保するための方策について検討する必要がある。

⑥建築士会及び建築士事務所協会等への加入の義務付け

建築士や建築士事務所の業務の適正化を図る上で、現在は任意となっている建築士及び建築士事務所の建築士会や建築士事務所協会等への加入を義務付け、それらの団体を通じて、建築士等に対する指導、監督を強化する方法が考えられるが、これは建築士等に対する厳しい参入規制となることから社会的必要性を明確にする必要がある。

また、偽装防止策として有効なものとするためには、団体の指導、監督体制の大幅な強化が必要であり、団体の団体会員への監督のあり方や、国や都道府県の当該団体に対する監督のあり方について検討を行う必要がある。

(2) 国及び都道府県、特定行政庁における監督体制、審査体制の強化と建築物のストック情報の充実

本来、指定確認検査機関又は建築士事務所は法の趣旨に則り、自らの責任において業務を執行することは基本であるが、国民の不安を払拭し、その期待に応えるためには、指定確認検査機関又は建築士事務所の業務執行を行政が厳格に指導監督することが必要である。このため、国及び都道府県、特定行政庁における指定確認検査機関や建築士事務所に対する監督、違反建築物対策などの体制整備及び厳正に構造設計図書を審査する体制を強化するための構造専門の職員の増員等について検討する必要がある。この場合、構造専門の確認検査員の資格要件やその養成方法等についても検討する必要がある。

また、指定確認検査機関等に対する監督や違反建築物対策等を始め、建築物の安全安心を総合的に確保するため、建築物のストック情報に関するデータベースを整備し、行政機関の相互連携を強化する必要がある。今後、その内容、方法等について検討する必要がある。

(3) 構造計算書に係る電子認証システムの導入の検討

近年の電子化の急速な展開や電子署名、時刻認証、原本保存等に係る技術の進展に鑑み、今後、構造計算書の改ざん防止のための電子認証システムの導入について検討する必要がある。